



Hiroshima City University Graduate School of Arts  
2024 Learning Support Book

広島市立大学大学院  
芸術学研究科

履修案内 2024



## 2024年度履修案内目次

2024年度学年暦	1
2024年度カレンダー	
附属施設の利用について	
施設配置図	
授業について	
<b>【芸術学研究科の概要】</b>	<b>7</b>
<b>【博士前期課程】</b>	<b>9</b>
I 芸術学研究科博士前期課程の概要	10
1 教育・研究の特色	
2 養成する人材	
3 研究科の構成	
4 教育・研究内容の概要	
5 各研究分野の教育・研究内容	
II 入学から修了まで	12
1 主指導教員と副指導教員の決定	
2 アドバイザー教員について	
3 履修手続について	
4 修了必要単位数について	
5 修了要件について	
6 研究計画書の作成と提出について	
7 修了作品、研究報告書(小論文)又は修士論文の作成と提出について	
8 学位について	
9 教育職員免許状について	
10 学術交流協定大学との学生交換事業について【変更】	
III 指導教員及び授業の概要	16
1 芸術学研究科(博士前期課程)指導教員一覧	
2 芸術学研究科(博士前期課程)授業科目の一覧	
<b>【博士前期課程資料】</b>	<b>18</b>
• 主・副指導教員希望届	
• 博士前期課程研究計画書	
• 指導教員変更願	
• アドバイザー教員希望届	
• 造形応用特別研究実施要項	
• 修了作品等審査願	
• 修士学位論文審査願	

【博士後期課程】	
I 芸術学研究科博士後期課程の概要	33
1 教育研究の特色	
2 養成する人材	
3 課程編成の考え方	
4 編成と研究内容	
II 入学から修了まで	35
1 主指導教員と副指導教員の決定	
2 アドバイザー教員について	
3 履修手続について	
4 修了必要単位数について	
5 修了要件について	
6 研究計画書の作成と提出について	
7 博士学位の申請手続きについて	
8 学位論文等の審査及び最終試験の実施について	
9 博士学位授与の可否の決定について	
10 学位について	
11 学位授与後の公表について	
12 論文等の提出による学位審査について	
III 指導教員及び授業の概要	40
1 芸術学研究科(博士後期課程)指導教員一覧	
2 芸術学研究科(博士後期課程)授業科目の一覧	
【博士後期課程資料】	42
• 主・副指導教員希望届	
• 博士後期課程研究計画書	
• 指導教員変更願	
• アドバイザー教員希望届	
• 広島市立大学博士學位規程芸術学研究科内規	
【専任教員・非常勤講師プロフィール】	59
【共通資料】	
I 2024年度芸術学研究科論文指導日程について	62
II 広島市立大学大学院学則	64
III 広島市立大学学位規程	76
IV 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程	81
V 広島市立大学大学院芸術学研究科履修規程	84
VI 広島市立大学長期履修学生規程	86
VII 広島市立大学大学院におけるGPA制度に係る実施要綱	88

## 学年暦（2024年度）

		日程	事項
前期 (4月1日～9月30日)	第1ターム (4月8日～6月7日)	4月1日(月)～5日(金)	春季休業
		4月2日(火)	春季入学式
		4月2日(火)～5日(金)	オリエンテーション
		4月2日(火)～5日(金)	定期健康診断
		4月8日(月)	前期授業開始
		4月3日(水)～12日(金)	前期履修登録期間
		4月22日(月)～24日(水)	前期履修確認期間
		4月30日(火)	月曜日の授業実施
		5月20日(月)～5月31日(金)	補講週(6時限に補講を行う週)
		6月3日(月)～6月7日(金)	第1ターム試験期間(通年・セメスター科目は授業を行う)
	第2ターム (6月8日～8月9日)	6月14日(金)	開学記念日(授業実施)
		7月16日(火)～7月29日(月)	補講週(6時限に補講を行う週)
		7月30日(火)～8月9日(金)	前期定期試験
		8月6日(木)	平和記念日(全学休業日)
		8月10日(土)～9月30日(月)	夏季休業
		8月13日(火)	全学休業日
		9月25日(水)	秋季卒業式
		9月24日(火)～10月7日(月)	後期履修登録期間
		後期 (10月1日～3月31日)	第3ターム (10月1日～11月26日)
10月15日(火)	月曜日の授業実施		
10月16日(水)～18日(金)	後期履修確認期間		
10月26日(土)	ホームカミングデー		
10月26日(土)・27日(日)	大学祭		
11月4日(月・文化の日の振替休日)	月曜日の授業実施		
11月6日(水)～11月19日(火)	補講週(6時限に補講を行う週)		
11月20日(水)～11月26日(火)	第3ターム試験期間(通年・セメスター科目は授業を行う)		
第4ターム (11月27日～2月6日)	12月26日(木)～1月3日(金)		冬季休業
	1月15日(水)		金曜日の授業実施
	1月17日(金)		開学記念日の振替日(授業は実施しない)
	1月10日(金)～1月27日(月)		補講週(6時限に補講を行う週)
	1月28日(火)～2月6日(木)		後期定期試験
	2月7日(金)～3月31日(月)		学年末休業
3月24日(月)	春季卒業式		

# 2024年度 授業カレンダー

前 期								後 期							
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
4月		1	2	3	4	5	6	10月			1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	28	29	30	予1	予2	3	4		27	28	29	30	31	1	2
5月	5	6	7	8	9	10	11	11月	3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	予16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	1		24	25	26	27	28	29	予30
6月	2	3	4	5	6	7	予8	12月	1	2	3	4	5	6	7
	9	10	11	12	13	14	予15		8	9	10	11	12	13	14
	16	17	18	19	20	21	22		15	16	17	18	19	20	21
	23	24	25	26	27	28	29		22	23	24	25	26	27	28
	30	1	2	3	4	5	6		29	30	31	1	2	3	4
7月	7	8	9	10	11	12	13	1月	5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31	1	2	3		26	27	28	29	30	31	1
8月	4	5	6	予7	予8	予9	10	2月	2	3	予4	予5	予6	7	8
	11	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15
	18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22
	25	26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	1
9月	1	2	3	4	5	6	7	3月	2	3	4	5	6	7	8
	8	9	10	11	12	13	14		9	10	11	12	13	14	15
	15	16	17	18	19	20	21		16	17	18	19	20	21	22
	22	23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29
	29	30							30	31					

### 凡例

- \* 太線枠内は、授業等を行う期間  
(集中講義は太線枠外でも行う)
- \*   は、期末試験日
- \* 予 は、試験予備日
- \*   は、授業等振替日
- \* 予 は、授業予備日 (通常授業はなし)
- \*   は、第1・第3ターム科目の試験期間  
(通年・セメスター科目は授業を行う)
- \* 予 は、第1・第3ターム科目の授業・試験予備日
- \*   は、祝休日に授業・試験を行う日
- \*   は、補講週 (6時限に補講を行う週)
- \*   は、入学式、卒業式
- \*   は、全学休業日

### クォーター期間

- ・ 第1ターム (4月8日～6月7日)
- ・ 第2ターム (6月8日～8月9日)
- ・ 第3ターム (10月1日～11月26日)
- ・ 第4ターム (11月27日～2月6日)

### 学内行事等

- (1) 春季入学式は4月2日(火)、秋季入学式は10月1日(火)とする。
- (2) オリエンテーションは、4月2日(火)～5日(金)とする。
- (3) 6月14日(金)の開学記念日の振替日を1月17日(金)とし、振替日の授業は休講とする(振替日は大学入学共通テスト準備を行う。)
- (4) 8月6日(火)は、平和記念日のため休業とする。
- (5) 秋季卒業式は9月25日(水)、春季卒業式は、3月24日(月)とする。

### 授業関係

- ア 4月30日(火)は、月曜日の授業を実施する。
- イ 5月1日(水)及び2日(木)は、授業予備日とする。(通常の授業はなし)
- ウ 10月15日(火)は、月曜日の授業を実施する。
- エ 11月4日(月・振替休日)は、月曜日の授業を実施する。
- 2オ 1月15日(水)は、金曜日の授業・補講を実施する。

## 附属施設等の利用について

- 1 図 書 館 開館時間 8:45~20:00 (土・日・休日は休み)  
(休業期間中 8:45~17:00)  
電話 直通 830-1508
- 2 語 学 セ ン タ ー 開館時間 9:00~19:00 (土・日・休日は休み)  
(休業期間中 9:00~17:00)  
電話 直通 830-1509
- 3 情 報 処 理 セ ン タ ー 開館時間 9:00~19:00 (土・日・休日は休み)  
(休業期間中 9:00~17:00)  
電話 直通 830-1511
- 4 心と身体の相談センター  
保 健 室(本部棟1階) 利用時間 9:00~17:45 (土・日・休日は休み)  
(休業期間中 9:00~17:00)  
電話 直通 830-1510
- 相 談 室(本部棟1階) カウンセリング 10:00~18:00(月~金)[原則予約制]。  
次のいずれかの方法により事前に申し込んでください。  
① Web サイトから申し込む  
② 保健室で申し込む 直接来室または電話(830-1510)
- 6 法 律 相 談 弁護士による無料法律相談を年 2 回開催しています。  
問い合わせ先:830-1522(事務局学生支援室)
- 7 売店「いちいち」(学生会館2階)  
○コンビニ(生活彩家)[紀伊国屋書店] 営業時間 8:00~19:00 (土・日・休日は休み)  
(内容:文房具、弁当、生活用品、書籍等)
- 画材店[ピカソ画房] 営業時間 8:30~17:30 (土・日・休日は休み)
- 8 学 生 食 堂 (学生会館1階) 営業時間 11:00~14:00 (土・日・休日は休み)  
14:00 から 19:00 は学生の皆さんのために開放しています。
- 9 喫 茶 (学生会館1階) 営業時間 8:00~19:00 (土・日・休日は休み)
- ※ 営業時間は、変更される場合がありますので注意してください。  
変更があった場合には、その都度、大学公式ウェブサイトで周知  
します。

### 10 駐車場の利用について

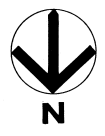
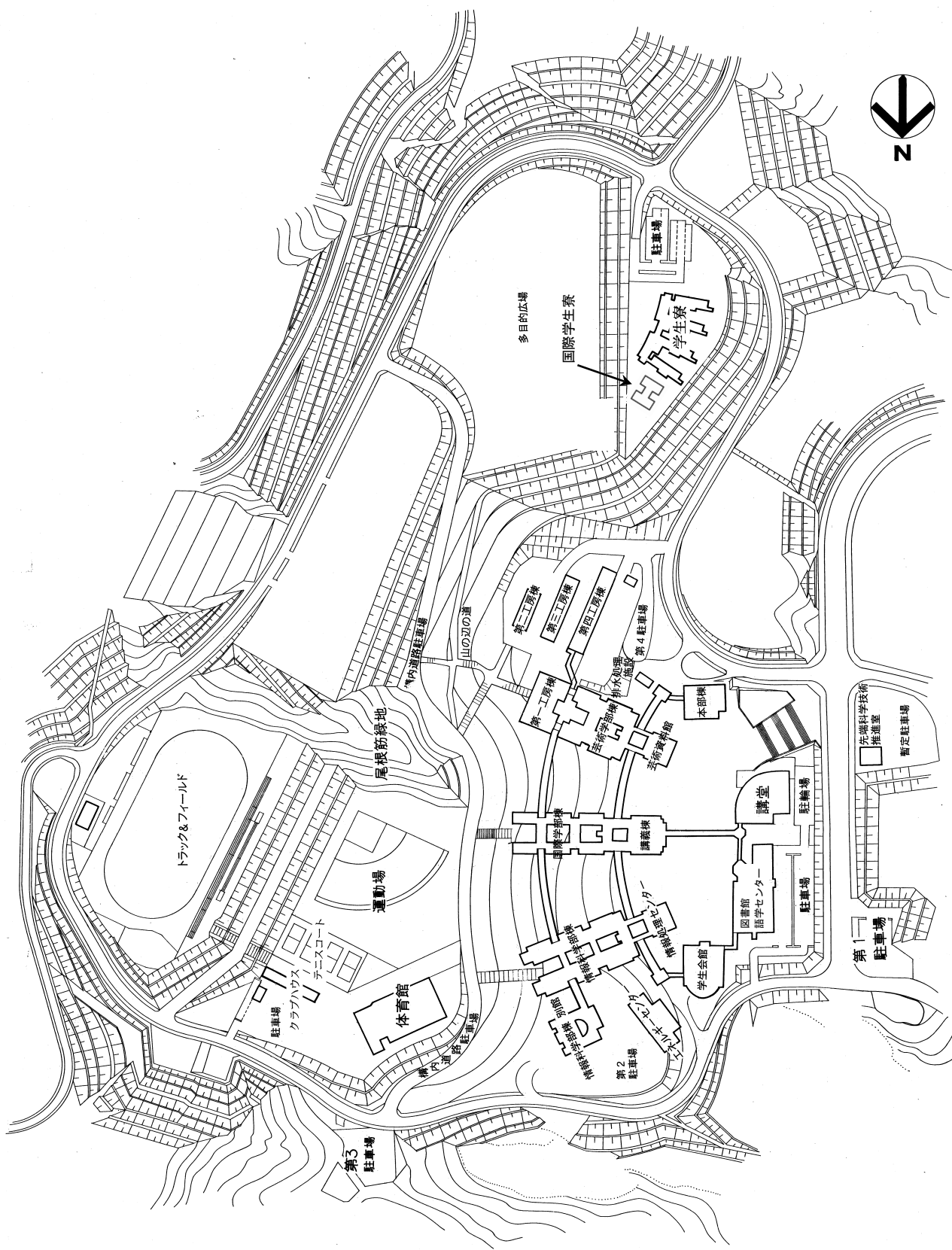
本学では、十分な駐車スペースを確保できないため、公共交通機関による通学を原則としています。やむを得ず自動車(二輪車を含む。)通学を必要とする場合は、構内駐車(駐輪)許可証交付申請書を提出して、許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、大学で4月初旬に実施する「交通安全講習会」を受講する必要があります。また、自動車通学する場合は、任意の自動車損害賠償保険への加入も必要です。自動車を駐車する場合は次のとおり有料となります。

利用料の額(1台につき):半期 3,500 円 1 か月 1,000 円

### 11 キャッシュコーナー(学生会館2階)

ゆうちょ銀行 ATM 9:00~17:30(土・日・休日は休み)

集会室、体育館、テニスコート、グラウンド等の利用については、事務局学生支援室で利用申込が必要です。



施設配置図

## 【授業について】

### ● 授業科目

授業科目は講義、演習、実験、実習、実技などに区分され、それぞれ授業時間や単位数が異なります。また、修了のために必ず取得しなければならない「必修科目」や一定の科目群の中から選択して単位を取得しなければならない「選択科目」などがあります。

### ● 授業時間

日々の授業は次の時間に行われます。

注)6時限は補講用で、通常の授業は行いません。

1時限	9:00 ~ 10:30
2時限	10:40 ~ 12:10
3時限	13:00 ~ 14:30
4時限	14:40 ~ 16:10
5時限	16:20 ~ 17:50
6時限	18:00 ~ 19:30

### ● 開講区分

本学は2学期制(セメスター制)と各期をさらに半分に分けた4学期制(クォーター制)を併用して授業を開講しており、授業科目は開講区分により、次のように分けられます。

通年科目	年間を通して開講
前期科目	前期半年間に開講
第1ターム科目	前期半年間の前半に開講
第2ターム科目	前期半年間の後半に開講
後期科目	後期半年間に開講
第3ターム科目	後期半年間の前半に開講
第4ターム科目	後期半年間の後半に開講
集中講義科目 ※	特定の期間に集中して開講

※ 基本的には、前期又は後期に開講する授業科目ですが、諸般の理由により集中開講となるものです。

### ● 単位

それぞれの授業科目には単位数が決められています。

1単位を修得するためには、教室内での授業等の時間及び教室外での自主的な学修時間、合わせて45時間の学修をする必要があります。なお、45時間のカウントについては、講義、演習、実技、実習によって原則的に次のようになっています。

区分	大学の授業での学修時間	授業時間外の自主的な学修時間	合計
講義	15時間	30時間	45時間
演習	30時間	15時間	45時間
実習 実技	30~45時間	0~15時間	45時間

### ● 休講・補講・教室変更

休講・補講・教室変更がある場合には、その都度、学内のデジタルサイネージ(電子掲示板)に掲載します。また、「いちぼる」でも情報を得ることができます。学外からアクセスするには「おうちhunet(VPN接続サービス)」の設定が必要です。

### ● 自然災害や交通機関の運休時の授業

暴風雨などの自然災害やストライキ等によって公共交通機関の運行に支障が生じたり、そのおそれがある場合は状況に応じて授業を休講とする場合があります。その取扱いは次のとおりとします。



## 1 授業の実施が困難な場合の判断基準

- (1) 広島地方気象台から広島市に暴風警報、暴風雪警報又は気象等に関する特別警報のいずれかが発表された場合
- (2) 暴風雨などの自然災害やストライキ等により、ア又はイが発生した場合
  - ア アストラムライン及び高速4号線を通過する広島電鉄バスの双方が全面的に運行停止
  - イ JR山陽本線において広島駅又は横川駅を含む区間が運行停止

## 2 休講の取扱い

- (1) 授業開始後に上記1のいずれかの事由が発生した場合は、その後に開始される授業を休講にします。
- (2) 授業開始前に上記1のいずれかの事由が発生している場合は、発生した時間により次のとおり休講とします。
  - 午前7時の段階で上記1の事由が発生している場合は、午前中の授業は休講
  - 午前10時の段階で上記1の事由が継続している場合は午後の授業もすべて休講

## 3 避難情報の「警戒レベル」について

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自治体から発令される避難情報の「警戒レベル」は、休講の判断基準となりませんが、本学・自分の居住地・通学途上の地域に『避難指示』（警戒レベル4）以上が発令されている場合は、自分や家族の身の安全を最優先に考え、授業に出席するか欠席するかを判断してください。

欠席しても、「欠席扱い」とはなりませんので、後日、担当教員に事情説明を行い、授業の指示を仰いでください。（定期試験の場合は、1週間以内に「追試験受験願」を教務グループに提出してください。）

なお、本学は安佐南区の「緊急避難場所」に指定されております。

## 4 その他

上記1の判断基準に該当しない自然災害（地震など）及びそれに伴う公共交通機関の運行停止などが発生した場合の休講等についてはその都度お知らせします。

### ● 講義等を欠席する場合の手続き

病気やケガによる入院等、やむを得ない事情により講義等を欠席する場合は、その講義等の担当教員まで申し出てください。

## 【芸術学研究科の概要】

### ● 人材育成の目標

芸術学研究科は、文化芸術の創造及び発展をけん引できる、卓越した創作研究能力及び芸術理論に関する高度の専門性を有した人材の育成を教育理念とし、美術、デザイン・工芸に関する卓越した制作・研究能力を培い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目標としています。

### ● 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

#### ○ 博士前期課程

芸術学研究科は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下の技術や能力を身につけたうえで、以下の修了作品（研究報告書を含む）又は修士論文を提出して審査に合格した学生に対して修了を認定し、修士(芸術)の学位を授与します。

- ・ 研究分野の創作・研究活動において高度な能力を有する。
- ・ 研究分野の創作・研究活動における多様な素材や技術に関して高度な能力を有する。
- ・ 地域や国際社会と関わりながら、芸術と社会に関する豊かな学識と経験を有する。
- ・ 修了作品にあっては、専門的な技術をもち、独創的な表現を追求した作品
- ・ 修士論文にあっては、文献を十分に調査したうえで、独自の洞察を行っている論文

#### ○ 博士後期課程

芸術学研究科は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下の技術や能力を身につけるか、それと同等以上の学力があると確認された上で、以下の研究作品及び博士学位論文を提出して審査に合格した学生に対して修了を認定し、博士(芸術)の学位を授与します。

- ・ 研究分野の創作・研究活動において卓越した能力を有する。
- ・ 研究分野の創作・研究活動における多様な素材や技術に関して卓越した能力を有する。
- ・ 地域や国際社会と関わりながら、芸術と社会に関する高度な学識と経験を有する。
- ・ 研究作品にあっては、高度に専門的な技術をもち、独創的で卓越した表現を追求したうえで、更なる芸術上の展開が期待できる作品
- ・ 博士学位論文にあっては、適切なテーマを設定し、文献を十分に調査した上で、独自の洞察を行い、的確な構成と表現によって一貫した主張を行っている論文

### ● 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

芸術学研究科は、文化芸術の創造・発展をけん引することを理念とし、美術、デザイン・工芸に関する卓越した創作研究、および芸術理論に関する研究の能力を培うことにより、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たし、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目的として、教育課程を次のように編成します。

#### ○ 博士前期課程

1. 幅広い視野から芸術を理解し、深い教養を身につけることができるよう、全研究科共通科目群を教育課程に組み入れます。
2. 専門分野における知識・技能を養うための科目を開設し、研究指導を行います。

- ・ 専門的な創作と理論の研究および発表
- ・ 創作を基礎づける理論に習熟するための芸術学関連講義
- ・ 理論構築能力を養う論文作成の演習
- ・ 分野を超えた造形演習や語学演習
- ・ 国際的、社会的な環境における創造に関わる研究実践

○ 博士後期課程

専門分野に必要な深い学識と高度な研究能力を養うための科目を開設し、研究指導を行います。

- ・ 高度で専門的な創作の研究および発表
- ・ 専門的な理論研究と高度な理論構築能力を養う論文作成の演習
- ・ 専門領域での探究を基に領域を超えた横断的な研究実践

● 入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)

芸術学研究科では、次のような人の入学を求めています。

1. 美術、デザイン・工芸に関する高度な創造や表現を行うために、卓越した制作・研究能力を身につけたい人。
2. 自らの創造や表現の幅を広げるために、多様な素材や技術に関する専門的な知識を学びたい人。
3. 芸術理論研究を通して、芸術に対する高度な感性と思考力を身につけ、幅広い芸術文化に関わる専門的な知識・研究能力を身につけたい人。
4. 地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たすために、芸術と社会に関する豊かな学識と経験を身につけたい人。

# 博 士 前 期 課 程

## 【博士前期課程について】

### I 芸術学研究科博士前期課程の概要

#### 1 教育・研究の特色

- (1) 近年、急速な縮退を危惧されている日本独自の伝統的な美術、工芸等の芸術文化に対し、古典研究を重視することにより貴重な伝統の継承を行うとともに、現代の視点に立って新たな美術・工芸等の創造に寄与すべく、21世紀を展望した美術、工芸教育・研究を行います。
- (2) 技術革新により多様に展開される新素材、新技法への研鑽を深めるとともに、急進展を遂げつつあるコンピュータをもととした多岐にわたる表現メディア、特に映像メディアへの研究に取り組み、新たな造形表現の創出のための研究を行います。
- (3) 単科大学が多い芸術系大学のなかで、国際学部、情報科学部との3学部構成という特色を活かし、これまで教員の共同研究を他学部との連携による教育・研究を実施してきたところであり、大学院においても、引き続き国際学研究科及び情報科学研究科との連携を図り、学際的な教育・研究を実施します。
- (4) 全人格的人間形成を目指した教育を通じて、豊かな学識を養い、論理的な思考力を鍛えることにより、造形上の創作作品を通しての感性的な自己表現のみならず、著作物等を通しての文章表現など多様な表現力を有する芸術家の養成を行います。

#### 2 養成する人材

美術、デザイン、工芸に関する幅広い知識と高度な技術、深い感性を体得させ、その基礎となる豊かな学識を養うことにより、将来、作家、デザイナー、教育者、研究者、学芸員(キュレーター)、ギャラリストなどの領域において指導的な役割を果たすことができる、幅広い視野と高度な表現力を持った人間性豊かな専門家を養成することを目標とします。

#### 3 研究科の構成

芸術学研究科の博士前期課程は、造形芸術専攻の1専攻で次の6研究領域によって構成します。

- ① 日本画に関する教育・研究を行う日本画研究領域
- ② 油絵に関する教育・研究を行う油絵研究領域
- ③ 彫刻に関する教育・研究を行う彫刻研究領域
- ④ 現代美術に関する教育・研究を行う現代表現研究領域
- ⑤ デザインと工芸に関する総合的な教育・研究を行う造形計画研究領域
- ⑥ 美学・美術史に関する教育・研究を行う芸術理論研究領域

※ ①～⑤の研究分野の名称を総じて使用する場合には「芸術実技研究領域」と記します。

#### 4 教育・研究内容の概要

本研究科では、広範な活動領域において持続的な創作活動を行うことができるよう、基礎から応用まで、高度な創作能力を育成するための体系的な教育を行います。授業科目は、次の構成のとおりです。

##### (1) 4研究科共通の全研究科共通科目

高度な専門的知識と能力をもつ研究者や専門職業人を目指す者たちが、専攻する専門分野の狭い研究領域に閉じ込められることなく、常に旺盛な知的好奇心、多様な問題意識、学際的関心を持ち続けることができるように、4研究科共通の選択必修科目が設けてあります。この科目群は、人文、社会、自然、芸術など既存の縦割りによる学問領域を超えて、より広範な9科目から成る横割の学際的な授業科目で編成されています。

##### (2) 基礎理論科目及び専攻開設科目からなる研究科開設科目

基礎理論科目では、広く芸術に関する幅広い視野と識見を養うため、芸術の理論、歴史等を教授し、実技と演習によって構成される専攻開設科目と合わせて、芸術の理論と実践の有機的な連携を図っていきます。

#### 5 各研究領域の教育・研究内容

##### (1) 日本画研究領域

日本画の表現及び技法、材料の理解と造形感覚を修得させ、各自の現代における個性的な創作力の育成を図る。教育課程の編成に当たっては、各人の個性的な創作力の育成を主体とする研究室と、創作力の育成及び古典模写を通して技法や材料の研究を深める研究室の二本立てとし、指導の多角化を図る。

##### (2) 油絵研究領域

油彩の技法及び材料の理解と実践による造形感覚を修得するとともに、西洋画の絵画構造や理論について研究し、各自の個性的な創作力の育成を図る。教育課程の編成に当たっては、絵画技法や材料の研究を通して創作力を養う研究室、各人の個性的な絵画の創作力の育成を主体とする研究室、油絵表現に留まらない領域(版画、現代美術など)における創作力を育成する研究室により構成し、多角的な研究指導に配慮する。

##### (3) 彫刻研究領域

学部で修得した基礎的技術を一層高度な芸術性の高いものとするため、塑造、木彫、石彫、金属、ミクストメディア、セラミックスの各工房において、独創的な彫刻の研究を深める。

教育課程の編成に当たっては、主要な素材、技法の種別にしたがって2つの研究室により構成し、多角的な研究指導に配慮する。

#### (4) 現代表現研究領域

素材や技法にとらわれず、現代に必要とされる芸術表現の実践と研究を行う。歴史・文化・社会・政治など異なる領域を横断し、理論的な分析や考察を深めるとともに、新たな芸術表現の創出と具体化に向けた研究指導に配慮する。芸術文化の領域において、先端的な表現や活動を行うための高い専門性と実践的能力を兼ね備えて社会で活躍できる人材を育成する。

#### (5) 造形計画研究領域

デザイン及び工芸の使命である「高次元の生活文化の創造」を基盤に据え、独自の美意識を探究し、総合的な視点に基づき、より高度で専門的な造形研究を行う。

教育課程の編成に当たっては、多様化、多角化する生活文化や社会環境の中で総合的な視点から考察することを目的として、6つの研究室によって構成し、生活社会を取り巻く諸問題、諸課題への理解と認識を深めるとともに、新たな造形表現の創出と具現化に向けた研究指導に配慮する。

#### (6) 芸術理論研究領域

現代の多様化した芸術表現や社会の要請に対応して、理論研究者、学芸員、ギャラリスト等と創作者が一体となって芸術活動に取り組む例が多く見られており、理論と実践の連携の必要性がより高まっている。

芸術理論研究では、美学、美術史等における理論的な分析や考察の能力を訓練して、高度な専門研究を遂行するための指導を行い、芸術に対する感性と思考力を兼ね備えて幅広く芸術文化に関わる分野で活躍する人材を育成する。

## II 入学から修了まで

### 1 主指導教員と副指導教員の決定

博士課程前期においては、主指導教員が徹底した個別的研究指導を行い、副指導教員はこれを補佐します。

学生は、「主指導教員希望届」を大学事務局教務グループへ提出してください。副指導教員については、主指導教員と相談の上、芸術実技研究では実技、理論の各分野から1名ずつ希望する教員を、芸術理論研究では理論分野から希望する教員を選び、その教員の了承を得て「副指導教員希望届」を事務局教務グループへ提出してください。(なお、希望する場合は、他研究室の教員1名を副指導教員として追加することができます。)  
「主指導教員希望届」は2024年4月12日(金)までに、「副指導教員希望届」の提出は4月24日(水)までに行ってください(様式は19～21頁参照)。

なお、学生は、指導教員の変更を希望する場合には、主指導教員及び副指導教員の承認を得たうえで所定の「指導教員変更願」を研究科長に提出することができます。研究科長は「指導教員変更願」が提出された場合には、主指導教員の所見等を参考にし、指導教員の変更を認めることができます(様式は24・25頁参照)。

## 2 アドバイザー教員について

希望する場合は、情報科学研究科の教員に「アドバイザー教員」となっていただき、届け出た上で、アドバイス指導を受けることができます。「アドバイザー教員希望届」を、随時、事務局分室まで提出してください(様式は26頁参照)。届の提出に当たっては、主指導教員および情報科学研究科の当該教員の承認を必要とします。

## 3 履修手続について

履修手続は、2024年4月3日(水)から12日(金)までの間に行い、期限厳守の上、事務局教務グループまで「履修届」(大学情報サービスシステムの「履修登録科目確認票」)を提出してください。「履修届」の提出に当たっては、主指導教員の承認を必要としますので、必ず主指導教員と相談の上、履修科目の選択をしてください。

原則4月に前・後期両方の履修登録を行います。後期履修手続期間は、9月24日(火)から10月7日(月)です。前期に登録した履修内容の変更を行う場合は、この期間に手続きをしてください。

## 4 修了必要単位について

修了必要単位は、33単位以上とし、その内訳は以下のとおりです。

○ 全研究科共通科目及び選択科目 4単位

○ 研究科開設科目 29単位

- |   |                                 |      |
|---|---------------------------------|------|
| { | <input type="checkbox"/> 必修科目   | 3単位  |
|   | <input type="checkbox"/> 基礎理論科目 | 8単位  |
|   | <input type="checkbox"/> 選択必修科目 |      |
|   | • 造形総合研究                        | 16単位 |
|   | • 造形特別研究                        | 2単位  |

芸術学研究科の学生は国際学研究科開設科目を履修することが可能です。ただし、以下の条件がありますので注意してください。

・芸術理論領域以外の学生は、国際学研究科開設科目を修了必要単位(33単位)には含めることはできません。

・芸術理論領域の学生が取得する国際学研究科開設科目の単位は、選択必修科目造形特別研究の単位として認められます。

## 5 修了要件について

博士前期課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、前述の所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえで修了作品(研究報告書を含む)又は修士論文を提出し、その審査と試験に合格する必要があります。秋季(9月)修了を希望する学生は指導教員及び事務局教務グループに相談してください。



## 6 研究計画書の作成と提出について

学生は、年度当初に主指導教員の指導に基づき、研究目的、作品・論文の概要、今後のスケジュール等について記載した「研究計画書」を作成し、2024年4月24日(水)までに事務局教務グループへ提出してください。研究計画書の提出にあたっては、主指導教員及び副指導教員の承認を得てください(様式は22・23頁参照)。

## 7 修了作品、研究報告書(小論文)又は修士論文の作成と提出について

博士前期課程の修了要件を満たす見込みが付き、学位の審査を受けようとする学生は、2025年1月9日(木)16時までに、芸術実技研究の学生は、「修了作品等審査願」とともに修了作品(「修了作品目録」により提出)及び研究報告書(小論文)を、芸術理論研究の学生は「修士論文審査願」とともに修士論文を事務局分室まで提出してください(様式は30～32頁参照)。

修了作品及び研究報告書(小論文)又は修士論文等の審査は、指導教員によって構成する審査委員会が行います。審査委員会は、必要に応じて専攻以外の教員等の協力を得るものとしてします。

### 【論文等審査基準】

論文等の審査に当たっては、以下の観点に基づき、総合的に判定を行います。

### 【修了作品審査基準】

1. 学位授与にふさわしい質と量があること。
2. 独自の研究を踏まえた創造性を有すること。
3. 素材や技術の研究を踏まえた表現力を有すること。

### 【研究報告書審査基準(芸術実技研究)】

1. 研究テーマが妥当であること。
2. 先行研究や関連資料を十分に踏まえていること。
3. 設定された問題を整合性と一貫性をもって考察していること。
4. 研究が独創性を有すること。

### 【修士学位論文審査基準(芸術理論研究)】

1. 研究テーマと問題設定が妥当であること。
2. 先行研究や関連資料を十分に踏まえていること。
3. 設定された問題を整合性と一貫性をもって考察していること。
4. 研究が独創性を有すること。

## 8 学位について

修了必要単位数を満たした上で、修了作品及び研究報告書(小論文)又は修士論文が審査に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与されます。学位の名称は「修士(芸術)」となります。

## 9 教育職員免許状について

中学校教諭一種免許状(美術)と高等学校教諭一種免許状(美術又は工芸)を取得している者は、別表の科目 24 単位を修得することにより、美術又は工芸の専修免許状を取得することができます(75頁参照)。

芸術学研究科で取得できる教育職員免許状は次のとおりです。

中学校教諭 専修免許状 美術  
高等学校教諭 専修免許状 美術  
高等学校教諭 専修免許状 工芸

## 10 海外学術交流協定大学への派遣について

広島市立大学では、以下のとおり海外学術交流協定大学への学生派遣(半年または1年の派遣留学)を実施しています。この学生派遣に参加を希望する人は、計画的な履修計画をたてるとともに、必要な外国語の修得に努めてください。

最新の情報は、国際交流推進センターで確認してください。

履修案内2024年度 大学院芸術学研究科

Ⅲ 指導教員及び授業の概要

1 芸術学研究科(博士前期課程)指導教員一覧

専攻	研究領域	研究室	指導教員	
造形芸術	日本画	日本画 A	教授	今村 雅弘
			准教授	荒木 亨子
		日本画 B	教授	前田 力
			講師	山浦 めぐみ
	油絵	油絵 A	教授	森永 昌司
			講師	原 崇浩
		油絵 B	准教授	石黒賢一郎
			講師	菅 亮平
		油絵 C	教授	志水 兎王
			教授	釣谷 幸輝
	彫刻	彫刻 A	准教授	田中 圭介
			講師	今野 健太
		彫刻 B	教授	伊東 敏光
			准教授	岩崎 貴宏
	現代表現	現代表現	准教授	古堅 太郎
			講師	長坂 有希
	造形計画	視覚造形	教授	納島 正弘
			准教授	中村 圭
		立体造形	教授	吉田 幸弘
			准教授	藤江 竜太郎
		映像メディア造形	教授	笠原 浩
			講師	城井 文
		金属造形	教授	永見 文人
			准教授	内堀 豪
染織造形		准教授	野田 睦美	
		漆造形	教授	大塚 智嗣
准教授	青木 伸介			
芸術理論	美学美術史	准教授	城市真理子	
		准教授	石松 紀子	
		准教授	石谷 治寛	

2 芸術学研究科(博士前期課程)授業科目の一覧

区分	講義名	単位数	必要単位数	年次	履修期	形態	代表教員名	備考	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	2	4	1・2	前期		上尾 真道		
	人間論B(自然科学)	2		1・2	前期	集中	曾雌 崇弘		
	国際関係と平和	2		1・2	後期		石田 淳		
	ヒロシマと核の時代	2		1・2	前期		ロバート・ジェイコブス		
	日本論	2		1・2	前期		山口 えり		
	科学技術と倫理	2		1・2	前期	集中	八重樫 徹		
	情報と社会	2		1・2	前期	集中	河又 貴洋		
	道具論	2		1・2	後期(第4ターム)		吉田 幸弘		
	都市論	2		1・2	後期(第3ターム)		吉田 幸弘		
	造形応用特別研究	2		1・2	通期	集中	石谷 治寛		
選択科目	専門語学演習(英語)B	1		1	後期		石松 紀子		
	造形総合演習Ⅰ	1	3	1	後期		城市 真理子		
造形総合演習Ⅱ	1	2		前期					
専門語学演習(英語)A	1	1		前期		石松 紀子			
基礎理論科目	美術史特講(日本)A	2	8	1・2	前期		城市 真理子		
	美術史特講(日本)B	2		1・2	後期				
	美術史特講(東洋・工芸)A	2		1・2	前期	集中	-	2024年度は開講しない	
	美術史特講(東洋・工芸)B	2		1・2	通期	集中	西谷 功		
	美術史特講(西洋)A	2		1・2	通期	集中	伊藤 拓真		
	美術史特講(西洋)B	2		1・2	通期	集中	藤村 拓也		
	美術史特講(現代)A	2		1・2	前期		石松 紀子		
	美術史特講(現代)B	2		1・2	後期				
	美学特講A	2		1・2	前期		石谷 治寛		
	美学特講B	2		1・2	後期		石谷 治寛		
研究科開設科目	造形総合研究	日本画研究Ⅰ	8	16	1	通期		今村 雅弘	
		日本画研究Ⅱ	8		2	通期		今村 雅弘	
		日本画研究(含古典研究)Ⅰ	8		1	通期		前田 力	
		日本画研究(含古典研究)Ⅱ	8		2	通期		前田 力	
		油絵研究AⅠ	8		1	通期		森永 昌司	
		油絵研究AⅡ	8		2	通期		森永 昌司	
		油絵研究BⅠ	8		1	通期		石黒 賢一郎	
		油絵研究BⅡ	8		2	通期		石黒 賢一郎	
		油絵研究CⅠ	8		1	通期		志水 児王	
		油絵研究CⅡ	8		2	通期		志水 児王	
		彫刻研究AⅠ	8		1	通期		田中 圭介	
		彫刻研究AⅡ	8		2	通期		田中 圭介	
		彫刻研究BⅠ	8		1	通期		伊東 敏光	
		彫刻研究BⅡ	8		2	通期		伊東 敏光	
		造形計画研究Ⅰ	8		1	通期		笠原 浩	
		造形計画研究Ⅱ	8		2	通期		笠原 浩	
	造形特別研究	現代表現研究Ⅰ	8	2	1	通期		古堅 太郎	
		現代表現研究Ⅱ	8		2	通期		古堅 太郎	
		芸術学研究Ⅰ	8		1	通期		城市 真理子	
		芸術学研究Ⅱ	8		2	通期		城市 真理子	
		日本画材料技法演習	2		1・2	後期		前田 力	
		油絵材料技法演習	2		1・2	通期		森永 昌司	
		環境造形演習	2		1・2	通期	集中	田中 圭介	
		視覚造形演習	2		1・2	通期		納島 正弘	
		立体造形演習	2		1・2	通期		吉田 幸弘	
		映像メディア造形演習	2		1・2	通期		笠原 浩	
		金属造形演習	2		1・2	通期		永見 文人	
		染織造形演習	2		1・2	通期		野田 睦美	
漆造形演習	2	1・2	通期		大塚 智嗣				
現代美術特別演習	2	1・2	通期		古堅 太郎				
計	54科目		33単位						

※各講義の概要(シラバス)はウェブサイトを参照のこと。(http://rsw.office.hiroshima-cu.ac.jp/OpenSyllabus/)

## 【博士前期課程資料】

- ・主・副指導教員希望届
- ・博士前期課程研究計画書
- ・指導教員変更願
- ・アドバイザー教員希望届
- ・造形応用特別研究実施要項
- ・修了作品等審査願
- ・修士論文審査願

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究領域 \_\_\_\_\_ 領域

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 主 指 導 教 員 希 望 届

下記のとおり希望いたしますので、届け出いたします。

記

研 究 室	研究室名	
	主指導教員名	
研究科在学中の研究題目とその概要		
題 目		
研 究 概 要		

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究領域 \_\_\_\_\_ 領域

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

主 指 導  
教 員 名 \_\_\_\_\_

### 副 指 導 教 員 希 望 届 【芸術実技研究】

下記のとおり希望いたしますので、届け出いたします。

記

実 技	研究室名	
	副指導教員名	
	研究室名	
	副指導教員名 (※希望する場合)	
理 論	副指導教員名	
研究科在学中の研究題目とその概要		
題 目		
研 究 概 要		

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究領域 芸術理論領域

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

主 指 導  
教 員 名 \_\_\_\_\_

### 副 指 導 教 員 希 望 届 【芸術理論領域】

下記のとおり希望いたしますので、届け出いたします。

記

理 論	研究室名	美 学 美 術 史
	副指導教員名	
	副指導教員名	
実 技	研究室名	
	副指導教員名 (※希望する場合)	
研究科在学中の研究題目とその概要		
題 目		
研 究 概 要		

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。



広島市立大学芸術学研究科博士前期課程  
 \_\_\_\_\_年度 研究計画書 【芸術実技研究】

専攻 芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻  
 研究分野 \_\_\_\_\_ 研 究  
 研究室 \_\_\_\_\_  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

実 技	主指導教員	
	副指導教員	
	副指導教員	
理 論	副指導教員	

研究テーマ	
概 要	1 研究目的、2 作品・論文の概要、3 スケジュール、4 これまでの研究活動の実績、5 その他の各項目について記載すること。本票に書ききれない場合は別紙添付のこと。

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程

\_\_\_\_\_年度 研究計画書 【芸術理論研究】

専攻 芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究分野 芸術理論研究

研究室 美学美術史

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

理論	主指導教員	
	副指導教員	
	副指導教員	
実技	副指導教員	

研究テーマ	
概要	1 研究目的、2 論文の概要、3 スケジュール、4 これまでの研究活動の実績、5 その他 の各項目について記載すること。本票に書ききれない場合は別紙添付のこと。

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究分野 \_\_\_\_\_ 研 究

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 指 導 教 員 変 更 願 【芸術実技研究】

下記のとおり 主指導教員 副指導教員 の変更を希望いたしますので、ご許可ください。

記

区 分		変更前	変更後
実 技	研究室名		
	主指導教員名		
	研究室名		
	副指導教員名		
	研究室名		
	副指導教員名		
理 論	指導教員名		

\* 上表の教員名は、変更前後の全教員の氏名を正確に記入すること。

\* 下承認欄には、変更前後の該当教員及び主指導教員の押印を受けること。

承 認 欄				
	副指導教員(他)	副指導教員	理論指導教員	主指導教員
変 更 前				
変 更 後				

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究分野 芸術理論研究

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 指導教員変更願 【芸術理論研究】

下記のとおり 主指導教員 の変更を希望いたしますので、ご許可ください。  
副指導教員

#### 記

区 分		変更前	変更後
理 論	主指導教員名		
	副指導教員名		
	副指導教員名		
実 技	副指導教員名		

- \* 上表の教員名は、変更前後の全教員の氏名を正確に記入すること。
- \* 下承認欄には、変更前後の該当教員及び主指導教員の押印を受けること。

承 認 欄				
変 更 前	副指導教員(実)	副指導教員(理)	副指導教員(理)	主指導教員
変 更 後	副指導教員(実)	副指導教員(理)	副指導教員(理)	主指導教員

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士前期課程造形芸術専攻

研究分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

主 指 導  
教 員 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年度 ア ド バ イ ザ ー 教 員 希 望 届

下記のとおり情報科学研究科教員にアドバイザー教員となつていただくことを希望いたしますので、届け出いたします。

記

研究科名	情報科学研究科
アドバイザー教員名	
アドバイスを受ける理由	

\* この書類は、本年度内に随時、事務局教務グループへ提出することができる。

## 芸術学研究科「造形応用特別研究」実施要項

### 1. [概要]

将来、作家、デザイナー、教育者などの専門家として、各領域において指導的な役割を果たす際に重要な資質となる創造性、自主性を養うことを目的とした研究で、芸術学研究科の学生がプロジェクトに参加し、選定した課題について創作・研究する。

### 2. [申請資格]

芸術学研究科学生を申請資格者とし、複数名で編成する場合は、代表者を定めるものとする。既履修者のプロジェクトへの協力参加は認めるが、重複して単位を認定しない。

### 3. [研究の申請]

研究プロジェクトの申請者は、「研究計画書」を事務局教務・学部運営室に提出する。なお、申請にあたっては、研究の指導・助言を希望する主たる指導教員に事前の承諾を得ておくこと。

### 4. [研究の実施]

研究プロジェクトは、主たる指導教員の助言・指導を受けて実施する。

### 5. [研究終了の報告]

プロジェクトが終了したときは、実施者は速やかに「研究報告書」を主たる指導教員へ提出する。

### 6. [単位の認定]

主たる指導教員は、提出された「研究報告書」の内容を基に成績を総合的に評価するとともに、速やかに「研究報告書」を芸術学研究科教務委員会へ提出する。

## 年度 芸術学研究科「造形応用特別研究」研究計画書

所 属 (学籍番号)	( )	氏 名	印
研究課題名			
研究計画			
<p>プロジェクト実施の時期、場所、概要、実施目的、内容の詳細、本学以外の参加者がいる場合はその内訳等について記載すること。記載内容が多くなる場合は、別紙により補足することも可。</p>			
研究組織（研究代表者も記入すること。）			
所 属 (学籍番号)	氏 名	役 割 分 担	
合 計 名			
希望する主たる指導教員			
所属・職	氏 名	主たる指導教員承諾欄	
		主たる指導教員として指導・助言することに差し支えありません。	
		印	

\* 必要に応じて研究内容が分かる参考資料を添付すること。

年度 芸術学研究科「造形応用特別研究」研究報告書

年 月 日

所 属 (学 籍 番 号)		氏 名	⑩
研 究 課 題 名			
研究組織（研究代表者も記入すること。）			
所属（学籍番号）	氏 名	役 割 分 担	
合 計 名			
主たる指導教員			
所 属 ・ 職	氏 名	⑩	
提出物			
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の概要（A4用紙数枚に要旨をまとめたもの）</li> <li>プロジェクトの概要が分かる資料（写真、パンフレット等）</li> </ul>			
※ 主たる指導教員使用欄		成績評価	

※欄は記入しない。



第1号様式

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長 殿

広島市立大学大学院芸術学研究科

博士前期課程造形芸術専攻

研究分野 \_\_\_\_\_ 研究

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

修了作品等審査願

広島市立大学大学院芸術学研究科博士前期課程修了の認定を受けるため、下記関係書類を提出いたしますので、審査下さるようお願いいたします。

記

修了作品等目録 4通（原本1、写し3）

研究報告書（小論文） 3通（原本1、写し2）

以上

指定の期日までに第2号様式と共に事務局芸術学部分室まで提出すること。

修了作品等目録

研究分野	研究	氏名	
<p>研究報告書（小論文）題目</p> <p>_____</p>			
<p>修了作品目録</p>			
<p>研究作品 1</p>			
<p>作品名 _____</p>			
<p>サイズ等 _____</p>			
<p>材質等 _____</p>			
<p>制作年 _____</p>			
<p>研究作品 2</p>			
<p>作品名 _____</p>			
<p>サイズ等 _____</p>			
<p>材質等 _____</p>			
<p>制作年 _____</p>			
<p>研究作品 3</p>			
<p>作品名 _____</p>			
<p>サイズ等 _____</p>			
<p>材質等 _____</p>			
<p>制作年 _____</p>			
<p>研究作品 4</p>			
<p>作品名 _____</p>			
<p>サイズ等 _____</p>			
<p>材質等 _____</p>			
<p>制作年 _____</p>			

- 備考 1 論文題名が外国語の場合は訳を付すること。  
 2 研究作品は、1点以上提出すること。

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長 殿

広島市立大学大学院芸術学研究科

博士前期課程造形芸術専攻

研究分野 芸術理論研究

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

修 士 学 位 論 文 審 査 願

広島市立大学大学院芸術学研究科博士前期課程修了の認定を受けるため、下記関係書類を提出いたしますので、審査下さるようお願いいたします。

記

論文要旨（2000字以内） 3通

学位論文 3通

論文 題目

---

論文題名が外国語の場合は訳を付すること。

以 上

指定の期日までに事務局芸術学部分室まで提出すること。

# 博 士 後 期 課 程

## 【博士後期課程について】

### I 芸術学研究科博士後期課程の概要

#### 1 教育・研究の特色

##### (1) 実践と歴史的・理論的研究の結合

各専門領域の基礎の探究を基に領域を超えた横断的な研究を行い、造形芸術の総合的研究を果たすことを目標にしつつ、幅広い表現能力を開発することを目指します。そのために、造形芸術の実践に歴史的・理論的研究を結び合わせる方式を試みます。

##### (2) 実技を踏まえた理論的な習熟

各領域の実技を踏まえ理論的な習熟を目指し、それによって高度な創造と表現、享受と理解の学術的修練と伸長を図ります。

##### (3) 地域の造形芸術活動の推進

高度な造形芸術に関する研究者を養成し、広く地域の造形芸術活動の活性化と蓄積を推進し、学校や社会において美と知の融合する美術教育をも実践することができるように尽力することとします。

##### (4) コンピュータ、映像メディア等の統合造形活動

情報化の時代においてコンピュータによる造形表現、映像メディア等の多様な表現の技術や研究を深め、地域の多岐にわたる総合造形活動を活性化し、強化していきます。

##### (5) 留学生や社会人の積極的な受入れ

国際化の進展やリカレント教育の充実といった時代の要請に応えるため、留学生や社会人の積極的な受入れに努めます。

#### 2 養成する人材

本研究科は以下のような人材の養成を目指します。

##### (1) 芸術家及び研究者の養成

芸術に関する高度な創造・表現の技術と理論を研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有する芸術家及び研究者を養成します。

##### (2) 創造性豊かで国際的視野を有する人材の養成

他領域との融合を重視し、学際的な識見を持ち、円満な人格と豊かな人間性に貫かれ、あわせて時代に対応する創造性豊かで国際的視野を有する人材を養成します。

#### 3 課程編成の考え方

各領域の実技を踏まえ理論的な習熟を目指し、より高度で幅広い表現の力の開発を図るとともに、各領域を横断する研究を含めてより広く、より総合的な教育研究を行います。

この意味から、博士後期課程の教育研究組織は、複数の専攻に分割する構成を取らず、総合造形芸術専攻の1専攻とします。

## 4 編成と研究内容

博士後期課程の研究領域の編成とその研究内容は次のとおりです。

### (1) 日本画研究領域

実技と理論を通して創作研究を行う。日本画の伝統的な材料、技法、作画構成、精神性等に及び特質を研究するとともに、芸術に関する高度な学識を養い、新たな日本画表現の創造を探究し、作家としての自立を目指す。併せて、専門の領域を超えた横断的な研究を行い、幅広く表現能力の開発を目指す。

### (2) 油絵研究領域

実技と理論を通して創作研究を行う。油彩の技法及び材料、西洋画の絵画構造や理論の研究を深化させるとともに、芸術に関する高度な学識を身につけ、現代における独自の造形表現を探究し、作家としての自己確立を目指す。併せて、専門研究領域に関連する他領域との横断的な研究を行うなかで、幅広い識見と表現能力の開発を目指す。

### (3) 彫刻研究領域

実技と理論の両面を通して、彫刻芸術の創造、研究を行う。彫刻を成立させるための諸要素に対する理論的考察を行うとともに、造形表現の独自性、空間との関連性を主に新しい彫刻の創造、研究を行う。他領域との融合を含めた複合的研究を行い、時代に対応する国際的な視野を持つ人材を育成する。

### (4) 現代表現研究領域

現代美術家として、作品コンセプトの構築、プレゼンテーションの充実、サイトスペシフィックな意識の徹底をはかり、理論、キュレーション、マネージメント等にも精通した人材育成を目指すと共に、他領域との横断的な研究を行い、現代に対応できる国際的な視点を有するパイオニア的存在を育成する。

### (5) 造形計画研究領域

造形計画研究における創作研究の基礎となる表現、技法、素材、精神性等の歴史的蓄積をより高次元で理論的に考察するとともに、進展する社会や時代に対応した各研究分野の新たな造形表現を目指す。

## II 入学から修了まで

### 1 主指導教員と副指導教員の決定

博士後期課程においては、主指導教員が徹底した個別的研究指導を行い、副指導教員はこれを補佐します。

学生は、「主指導教員希望届」を大学事務局芸術学部分室(以下「事務局分室」という。)へ提出してください。副指導教員については、主指導教員と相談の上、実技系教員1名、理論系教員1名を含む2名以上を選び、その教員の了承を得て「副指導教員希望届」を事務局

教務グループへ提出して下さい。「主指導教員希望届」は 2024 年 4 月 12 日(金)までに、「副指導教員希望届」は 4 月 24 日(水)までに行ってください(様式は 43・44 頁参照)。

なお学生は、指導教員の変更を希望する場合には、主指導教員及び副指導教員の承認を得たうえで所定の「指導教員変更願」を研究科長に提出することができます。研究科長は「指導教員変更願」が提出された場合には、主指導教員の所見等を参考にし、指導教員の変更を認めることができます。(様式は 46 頁参照)。

## 2 アドバイザー教員について

希望する場合は、情報科学研究科の教員に「アドバイザー教員」となっていただき、届け出た上で、アドバイス指導を受けることができます。「アドバイザー教員希望届」を、随時、事務局分室まで提出してください(様式は 47 頁参照)。届の提出に当たっては、主指導教員および情報科学研究科の当該教員の承認を必要とします。

## 3 履修手続について

履修手続は、2024 年 4 月 3 日(水)から 12 日(金)までの間に行い、期限厳守の上、事務局教務グループまで「履修届」(大学情報サービスシステムの「履修登録科目確認票」)を提出してください。「履修届」の提出に当たっては、主指導教員の承認を必要としますので、必ず主指導教員と相談の上、履修科目の選択をしてください。

#### 4 修了必要単位数について

博士後期課程における修了必要単位数は 14 単位です。

履修区分	授業科目	履修年次			履修単位数	
		1 年次	2 年次	3 年次	小計	合計
必修科目	創作総合研究Ⅰ ※1	2			2	12
	創作総合研究Ⅱ ※1		2		2	
	創作総合研究Ⅲ ※1,2			2	2	
	領域横断特別研究 ※3		2		2	
	特別造形総合演習Ⅰ ※4	2			2	
	特別造形総合演習Ⅱ ※4		2		2	
選択科目	美学特講		2		2	2
	日本美術史特講		2		2	
	西洋美術史特講		2		2	
	東洋美術史特講(彫刻・工芸)		2		2	
	現代美術史特講		2		2	
	デザイン特講		2		2	
合計		—	—	—	14	

※1 創作総合研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 主として主指導教員と副指導のもとに実技制作の研究を行う。

※2 領域横断特別研究 実技系あるいは理論系教員の指導のもと、二つ以上の異なる研究分野のテーマを学生の参加により設定し、研究を行う。

※3 特別造形総合演習Ⅰ・Ⅱ 研究領域担当教員及び理論系教員のもとで演習を行い、芸術についての思考的訓練を行う。

これらの必修科目は後期課程担当教員複数で担当し、実技系・理論系の教員が緊密な交流と連携のもとに教育研究を行います。

#### 5 修了要件について

博士後期課程を修了するためには、原則として本課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、修了作品及び論文を提出し、その審査と試験に合格しなければなりません。

#### 6 研究計画書の作成と提出について

学生は、年度当初に主指導教員の指導に基づき、研究目的、作品・論文の概要、今後のスケジュール等について記載した「研究計画書」を作成し、2024 年 4 月 24 日(水)までに事務局教務グループへ提出して下さい。研究計画書の提出にあたっては、主指導教員及び副指導教員の承認を得てください(様式は 45 頁参照)。

指導教員は、研究計画に基づき、学生に対し修了制作及び当該作品に係る制作意図や背景、技法、素材に関する研究等をまとめた論文作成のための研究指導を行います。なお、論文については理論系の教員が指導します。



## 7 博士学位の申請手続きについて

手続きの流れは以下のとおりです(詳細は 48 頁からの「広島市立大学博士学位規程芸術学研究科内規」及び 62・63頁のスケジュールを参照してください)。

- (1) 博士候補者となった者は、主指導教員の指導に基づき博士学位論文及び研究作品(以下「学位論文等」という。)を作成・制作し、学位論文等予備審査の申請を行うことになります。2024 年 10 月 4 日(金)16 時まで事務局教務グループへ申請してください。
- (2) 研究科委員会は、申請に基づき、当該博士候補者の主指導教員を含む研究科委員会の委員3人以上から成る学位論文等予備審査委員会(以下「予備審査委員会」という。)を設置します。
- (3) 予備審査委員会の委員長は、審査の結果を研究科委員会に報告します。研究科委員会では、学位審査に値すると判断した場合、博士候補者が博士学位授与の申請をすることを許可します。許可を受けた者は、2025 年 1 月 6 日(月)16 時まで事務局教務グループへ学位審査の申請を行ってください。

博士学位論文の予備審査の結果不合格となった者は、次回以降の予備審査に改めて申請することができます。

## 8 学位論文等の審査及び最終試験の実施について

- (1) 研究科委員会は、博士候補者に博士学位授与の申請をすることを許可したときは、学位論文等審査委員会(以下「本審査委員会」という。)を設置します。本審査委員会は、上記の予備審査委員会の委員を中心に編成し、予備審査委員会の委員長が本審査委員会の委員長となります。
- (2) 本審査委員会は、審査と最終試験(口述試験その他審査委員会が必要とする試験)を実施し、その結果を研究科委員会に報告します。

### 【論文等審査基準】

論文等の審査に当たっては、以下の観点に基づき、総合的に判定を行います。

### 【博士学位論文審査基準】

1. 研究テーマと問題設定が妥当であること。
2. 先行研究や関連資料を十分に踏まえていること。
3. 設定された問題を整合性と一貫性をもって考察していること。
4. 研究が独創性を有すること。

### 【研究作品審査基準】

1. 学位授与にふさわしい質と量があること。
2. 独自の研究を踏まえた高度の創造性を有すること。
3. 素材や技術の十分な研究を踏まえた高度の表現力を有すること。
4. 社会の熟成と文化の発展に寄与する将来性を有すること。
5. 国内又は国外で作品の発表を行っていること。

#### 9 博士学位授与の可否の決定について

研究科委員会では、本審査委員会の結果報告を受けて審議を行い、博士学位授与の可否を決定します。

#### 10 学位について

修了必要単位数を満たした上で、博士学位論文が上記の審査及び最終試験に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与されます。学位の名称は「博士(芸術)」となります。

#### 11 学位授与後の公表について

本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表することが義務付けられます。研究作品は研究科委員会の定めるところにより、一定期間公開又は展示することとなっています。博士の学位を授与された学生は、主指導教員の指導に基づき、これらを遅滞なく実施してください。

#### 12 論文等の提出による学位審査について

大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者は、学位論文等の提出により、博士の学位の授与を申請することができます(詳細は48頁参照)。

また、上記の者は、退学したときから1年以内に学位論文等を提出し、博士の学位を申請するときには、審査手数料を免除することができます(詳細は81頁参照)。

### Ⅲ 指導教員及び授業の概要

#### 1 芸術学研究科(博士後期課程)指導教員一覧

専攻	研究領域	研究分野	指導教員	
総合造形芸術	日本画	日本画 A	教授	今村 雅弘
			准教授	荒木 亨子
		日本画 B	教授	前田 力
	油絵	油絵 A	教授	森永 昌司
			准教授	石黒賢一郎
		油絵 B	教授	志水 兎王
			教授	釣谷 幸輝
	彫刻領域	彫刻	教授	伊東 敏光
			准教授	田中 圭介
			准教授	岩崎 貴宏
	現代表現	現代表現	准教授	古堅 太郎
	造形計画領域	視覚造形	教授	納島 正弘
			准教授	中村 圭
		立体造形	教授	吉田 幸弘
			准教授	藤江 竜太郎
		映像メディア造形	教授	笠原 浩
		金属造形	教授	永見 文人
			准教授	内堀 豪
		染織造形	准教授	野田 睦美
	漆造形	教授	大塚 智嗣	
准教授		青木 伸介		

#### 理論担当指導教員

造形総合理論	美学美術史	准教授	城市真理子
		准教授	石松 紀子
		准教授	石谷 治寛

2 芸術学研究科(博士後期課程)授業科目の一覧

区分	講義名	単位数	必要単位数	年次	履修期	形態	代表教員名	
研究科開設科目	創作総合研究Ⅰ	2	2	1	通期		今村 雅弘	
							前田 力	
							荒木 亨子	
							森永 昌司	
							石黒 賢一郎	
							志水 児王	
							釣谷 幸輝	
							伊東 敏光	
							田中 圭介	
							岩崎 貴宏	
							古堅 太郎	
							納島 正弘	
							中村 圭	
							吉田 幸弘	
藤江 竜太郎								
笠原 浩								
永見 文人								
内堀 豪								
野田 睦美								
大塚 智嗣								
青木 伸介								
	創作総合研究Ⅱ	2	2	2	通期		同 上	
	創作総合研究Ⅲ	2	2	3	通期		同 上	
	領域横断特別研究	2	2	1・2	通期		吉田 幸弘	
	特別造形総合演習Ⅰ	2	2	1	通期		城市 真理子	
	特別造形総合演習Ⅱ	2	2	2	通期		城市 真理子	
	美学特講	2	2	1・2	通期		石谷 治寛	
	日本美術史特講	2		1・2	通期		城市 真理子	
	西洋美術史特講	2		1・2	通期	集中	伊藤 拓真/藤村 拓也	
	東洋美術史特講(彫刻・工芸)	2		1・2	通期	集中	西谷 功	
	現代美術史特講	2		1・2	通期		石松 紀子	
	デザイン特講	2		1・2	通期		吉田 幸弘	
計	12科目			14単位※				

各講義の概要(シラバス)はウェブサイトを参照のこと。(http://rsw.office.hiroshima-cu.ac.jp/OpenSyllabus/

## 【博士後期課程資料】

- ・主・副指導教員希望届
- ・博士後期課程研究計画書
- ・指導教員変更願
- ・アドバイザー教員希望届
- ・広島市立大学博士学位規程芸術学研究科内規

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士後期課程総合造形芸術専攻

学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_

### 主 指 導 教 員 希 望 届

下記のとおり希望いたしますので、届け出いたします。

記

研究領域	研究領域名	
	主指導教員名	
研究科在学中の研究題目とその概要		
題目		
研究概要		

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士後期課程総合造形芸術専攻

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

主 指 導  
教 員 名 \_\_\_\_\_

### 副 指 導 教 員 希 望 届

下記のとおり希望いたしますので、届け出いたします。

記

実 技	研究領域名	
	副指導教員名	
理 論	副指導教員名	
研究科在学中の研究題目とその概要		
題 目		
研 究 概 要		

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。

広島市立大学芸術学研究科博士後期課程

\_\_\_\_年度 研究計画書

専攻 芸術学研究科博士後期課程 \_\_\_\_\_ 専攻

研究領域 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

実 技	主指導教員	
	副指導教員	
理 論	副指導教員	

研究テーマ	
概 要	1 研究目的、2 作品・論文の概要、3 スケジュール、4 これまでの研究活動の実績、5 その他の各項目について記載すること。本票に書ききれない場合は別紙添付のこと。

\* この書類は、指定の期日までに事務局教務グループへ提出すること。



年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士後期課程総合造形芸術専攻

学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_

### 指 導 教 員 変 更 願

下記のとおり 主指導教員  
副指導教員 の変更を希望いたしますので、ご許可ください。

記

区 分		変更前	変更後
実 技	研究領域名		
	主指導教員名		
	研究領域名		
	副指導教員名		
理 論	指導教員名		

- \* 上表の教員名は、変更前後の全教員の氏名を正確に記入すること。
- \* 下承認欄には、変更前後の該当教員及び主指導教員の押印を受けること。

承 認 欄			
変 更 前	副指導教員	理論指導教員	主指導教員
変 更 後	副指導教員	理論指導教員	主指導教員

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長

広島市立大学芸術学研究科博士後期課程総合造形芸術専攻

研究分野 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

主 指 導  
教 員 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年度 アドバイザー 教員 希望 届

下記のとおり情報科学研究科教員にアドバイザー教員となつていただくことを希望いたしますので、届け出いたします。

記

研究科名	情報科学研究科
アドバイザー教員名	
アドバイスを受ける理由	

\* この書類は、本年度内に随時、事務局教務グループへ提出することができる。

# 広島市立大学博士学位規程芸術学研究科内規

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 広島市立大学学位規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、この内規を定める。

## 第2章 課程博士のための学位審査 — 研究科博士後期課程修了認定のために行う学位審査 (学位論文等予備審査申請及び資格要件)

第2条 博士学位論文及び研究作品（以下「学位論文等」という。）を提出する予定の者は、予備審査のため、指導教員の承認を得て、次の書類及び研究作品を研究科長に提出するものとし、提出の時期は別に定める。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 博士学位論文等予備審査願  | 5通（原本1、写し4） |
| (2) 論文等目録         | 5通（原本1、写し4） |
| (3) 論文            | 5通          |
| (4) 論文要旨（2000字以内） | 5通          |
| (5) 履歴書           | 5通（原本1、写し4） |

2 予備審査の申請を提出する者は、別に定める研究報告書の提出及び研究発表を行うこととする。

(予備審査)

第3条 研究科委員会は、第2条の規定による書類が提出されたときは、その内容が学位審査に値するか否かを判定するため、学位論文等予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置し、予備審査を行う。

- 2 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究領域の研究指導教員とする。
- 3 予備審査委員会は、主査を含む博士後期課程担当教員の中から3名以上で構成する。
- 4 予備審査委員会は、前項で規定する予備審査委員会の委員に、学内外の教員等を加えることができる。

(結果報告)

第4条 予備審査委員会は、予備審査を終了したときは、文書で研究科委員会に報告し、その承認を得るものとする。

(学位論文等の提出時期及び資格要件)

第5条 学位論文等の提出期限は、別途定める。

- 2 学位論文等を提出することができる者は、次の各号にすべて該当する者とする。
  - (1) 第3条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判定された者
  - (2) 博士後期課程において所定の単位を修得した者又は論文を提出する日の属する学年末までに、所定の単位を修得する見込みが確実な者で、必要な研究指導を受けた者
- 3 第3条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判定された者が、博士

学位論文等の提出に至らなかった場合又は学位論文等が認められなかった場合は、改めて予備審査を受けるものとする。

(学位論文等の提出手続)

第6条 第3条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判断されたものが学位論文等を提出する場合は、次の書類及び研究作品を指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (1) 博士学位論文等審査願          | 5通 (原本1、写し4) |
| (2) 論文等目録               | 5通 (原本1、写し4) |
| (3) 学位論文                | 5通           |
| (4) 論文要旨 (2000字以内)      | 5通           |
| (5) 履歴書                 | 5通 (原本1、写し4) |
| (6) 学位論文等予備審査終了通知書 (写し) | 1通           |

(学位論文等の受理)

第7条 研究科長は、前条の規定により学位論文等の提出があったときは、研究科委員会に受理すべきか否かを諮るものとする。

(審査委員会)

第8条 研究科委員会は、学位論文等の受理を認めた場合は、速やかに博士学位論文等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を編成する。

- 2 審査委員会は第3条で規定する予備審査委員会の委員に学内外の教員等を加えることができる。
- 3 審査委員会は、学位論文等の審査と最終試験(口述試験その他審査委員会が必要とする試験)を実施し、その結果を研究科委員会に報告し、承認を得るものとする。

### 第3章 論文博士のための学位審査 — 論文等の提出による学位審査

(学位論文等の予備審査申請及び資格要件)

第9条 規程第3条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請する予定の者は、予備審査のため、次の書類及び研究作品を研究科長に提出するものとする。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 博士学位論文等予備審査願   | 5通 (原本1、写し4) |
| (2) 論文等目録          | 5通 (原本1、写し4) |
| (3) 論文             | 5通           |
| (4) 論文要旨 (2000字以内) | 5通           |
| (5) 履歴書            | 5通 (原本1、写し4) |
- 2 前項に規定する予備審査の申請を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
    - (1) 大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
    - (2) 大学院博士前期課程の修了者で、4年以上の研究歴を有する者
    - (3) 前各号に掲げる者以外の者で、同等以上の研究歴を有すると研究科委員会が認めた者

(予備審査)

第10条 研究科委員会は、第9条第1項の規定による書類が提出されたときは、その内容が学位審査に値するか否かを判定するため、学位論文等予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置し、予備審査を行う。

- 2 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究領域の研究指導教員とする。
- 3 予備審査委員会は、主査を含む博士後期課程担当教員の中から3名以上で構成する。
- 4 予備審査委員会は、前項で規定する予備審査委員会の委員に、学内外の教員等を加えることができる。

(結果報告)

第11条 結果報告については、第4条の規定を準用する。

(学位論文等の提出手続)

第12条 第10条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判断された者が学位論文等を提出する場合は、次の書類及び研究作品を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 学位申請書               | 5通（原本1、写し4） |
| (2) 論文等目録               | 5通（原本1、写し4） |
| (3) 学位論文                | 5通          |
| (4) 論文要旨（2000字以内）       | 5通          |
| (5) 履歴書                 | 5通（原本1、写し4） |
| (6) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し | 1通          |

（大学院修了証明書又は学位記の写し）

- (7) 研究期間を証する指導教授又はこれに準ずる者の証明書 1通

2 前項の規定にかかわらず、本学芸術学部卒業者及び本学芸術学研究科修了者でその研究歴が本学に限られるものについては、前項第6号及び第7号に規定する書類は必要としない。

(学位論文等の受理)

第13条 学位論文等の受理については、第7条の規定を準用する。

(審査委員会)

第14条 審査委員会の設置については、第8条第1項の規定を準用する。

- 2 審査委員会は第10条で規定する予備審査委員会の委員に学内外の教員等を加えることができる。
- 3 審査委員会は、学位論文等の審査及び試験と併せて学力の確認を行い、その結果を研究科委員会に報告し、承認を得るものとする。

(学力の確認方法)

第15条 前条に定める学力の確認は、学位申請者が本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて口述試験及びその他審査委員会が必要とする試験を

実施する。ただし、研究科委員会が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めるときは、試験の全部又は一部を省略することができる。

(書類の様式)

第16条 関係書類の様式は、予備審査に関する別記予審様式第1号から第6号、学位論文等審査に関する別記様式第1号から第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則 略

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長 殿

広島市立大学大学院芸術学研究科  
博士後期課程総合造形芸術専攻  
氏名

博 士 学 位 論 文 予 備 審 査 願

広島市立大学大学院芸術学研究科博士後期課程博士学位論文審査申請の許可を受けるため、下記関係書類を提出いたしますから、審査下さるようお願いいたします。

記

論文等目録	5通（原本1、写し4）
論文	5通
論文要旨（2000字以内）	5通
履歴書	5通（原本1、写し4）

以 上

備考 審査願等提出書類の通数は、指導教員の数に応じて変更する。

第2号様式（予備審査）

論文等目録

	氏名	
論文 題目		
研究作品 題目		
サイズ等		
材質等		
制作年		
保管場所		

- 備考 1 論文題名が外国語の場合は訳を付すること。  
 2 研究作品は、1点以上提出するものとし、各作品の写真を添付すること。

第3号様式（予備審査）



履 歴 書			
ふりがな 氏 名	男・女		
生年月日			
本 籍 (都道府県名)			
現 住 所			
学 歴	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
職 歴	年	月	日
	年	月	日
研究歴	年	月	日
	年	月	日
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載する。  
 2 大学院博士課程の教育課程を終え退学した者は、単位取得証明書を添付すること。

年 月 日

広島市立大学芸術学研究科長 殿

広島市立大学大学院芸術学研究科  
博士後期課程総合造形芸術専攻  
氏名

博 士 学 位 論 文 等 審 査 願

広島市立大学大学院芸術学研究科博士後期課程修了の認定を受けるため、広島市立大学学位規定第5条第1項の規定に基づき、下記関係書類を提出いたしますので、審査下さるようお願いします。

記

論文等目録	5通（原本1、写し4）
学位論文	5通
論文要旨（2000字以内）	5通
履歴書	5通（原本1、写し4）

以 上

論文等目録

	氏名	
論文 題目		
研究作品 題目		
サイズ等		
材質等		
制作年		
保管場所		

- 備考 1 論文題名が外国語の場合は訳を付すること。  
 2 研究作品は、1点以上提出するものとし、各作品の写真を添付すること。

第3号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名	男・女		
生年月日			
本 籍 (都道府県名)			
現 住 所			
学 歴	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
職 歴	年	月	日
	年	月	日
研究歴	年	月	日
	年	月	日
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載する。  
 2 大学院博士課程の教育課程を終え退学した者は、単位取得証明書を添付すること。

年 月 日

広島市立大学長 様

氏名

学 位 申 請 書

貴学学位規程第5条第2項の規定に基づき、学位論文等に審査手数料 円

を添えて、博士（ ）の学位の授与を申請いたします。

## 【専任教員・非常勤講師プロフィール】

## 【共通資料】

- I 2024年度芸術学研究科論文指導日程について
- II 広島市立大学大学院学則
- III 広島市立大学学位規程
- IV 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程
- V 広島市立大学大学院芸術学研究科履修規程
- VI 広島市立大学長期履修学生規程
- VII 広島市立大学大学院におけるGPA制度に係る実施要綱

## 専任教員



今村 雅弘 Masahiro Imamura  
教授 日本画  
東京藝術大学大学院美術研究科博士課程単位取得満期退学  
一般社団法人創画会会員



前田 力 Chikara Maeda  
教授 日本画  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
公益財団法人日本美術院同人



荒木 亨子 Kyoko Araki  
准教授 日本画  
東京藝術大学大学院美術研究科博士課程  
一般社団法人創画会会員



山浦 めぐみ Megumi Yamaura  
講師 日本画  
広島市立大学大学院芸術学研究科博士課程  
公益財団法人日本美術院特待



森永 昌司 Shoji Morinaga  
教授 油絵  
東京藝術大学大学院美術研究科博士課程単位取得満期退学  
洋画家



志水 兎王 Jio Shimizu  
教授 油絵  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
美術家



石黒 賢一郎 Kenichiro Ishiguro  
准教授 油絵  
多摩美術大学大学院美術研究科絵画専攻修士課程  
美術家



釣谷 幸輝 Kouki Tsuritani  
教授 油絵  
金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科修士課程  
版画家



原 崇浩 Hara Takahiro  
講師 油絵  
金沢美術工芸大学大学院修士課程



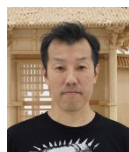
菅 亮平 Kan Ryohei  
講師 油絵  
東京藝術大学大学院美術研究科博士後期課程



伊東 敏光 Toshimitsu Ito  
教授 彫刻  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
彫刻家



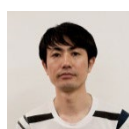
田中 圭介 Keisuke Tanaka  
准教授 彫刻  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
彫刻家



岩崎 貴宏 Takahiro Iwasaki  
准教授 彫刻  
Edinburgh College of Art, M.F.A 修了



今野 健太 Kenta Konno  
講師 彫刻  
東京藝術大学大学院美術研究科博士課程



古堅 太郎 Taro Furukata  
准教授 現代表現  
ベルリン・ヴァイセンゼー美術大学大学院彫刻科修士課程修了  
美術家



長坂 有希 Aki Nagasaka  
講師 現代表現  
国立造形美術大学シュテーデルシュレー・フランクフルト  
修士課程修了  
香港城市大学クリエイティブ・メディア学科博士課程研究員



納島 正弘 Masahiro Nojima  
教授 視覚造形



中村 圭 Kei Nakamura  
准教授 視覚造形  
広島市立大学大学院芸術学研究科博士課程  
デザイナー



吉田 幸弘 Yukihiko Yoshida  
教授 立体造形  
東京藝術大学美術学部  
デザイナー



藤江 竜太郎 Ryutaro Fujie  
准教授 立体造形  
広島市立大学大学院芸術学研究科博士前期課程  
造形作家



笠原 浩 Hiroshi Kasahara  
教授 映像メディア造形  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
映像デザイナー



城井 文 Shiroy Aya  
講師 映像メディア造形



永見 文人 Fumito Nagami  
教授 金属造形  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
現代工芸美術家協会本会員、日展会友



青木 伸介 Shinsuke Aoki  
准教授 漆造形  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
漆造形作家



内堀 豪 Go Uchibori  
准教授 金属造形  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程



城市 真理子 Mariko Joichi  
准教授 造形総合理論  
大阪大学大学院文学研究科博士後期課程  
文化表現論専攻 日本・東洋美術史



野田 睦美 Mutsumi Noda  
准教授 染織造形  
京都市立芸術大学大学院美術研究科博士課程  
染織造形作家



石松 紀子 Noriko Ishimatsu  
准教授 造形総合理論  
九州大学大学院比較社会文化学府博士課程  
国際社会文化専攻 現代美術史



大塚 智嗣 Tomotsugu Otsuka  
教授 漆造形  
東京藝術大学大学院美術研究科修士課程  
造形作家



石谷 治寛 Haruhiro Ishitani  
准教授 造形総合理論

## 非常勤講師

及川 久男

広島市立大学 名誉教授

山田 晃三

月影デザインコンサルティング 代表

上田 宗岡

茶道上田宗箇流 家元

三上 孝徳

三上貞直日本刀鍛錬道場

鈴木 スバル

GK デザイン総研広島

村田 隆志

大阪国際大学国際教養学部 准教授

澤田 隆一

(有)澤田ライティングデザイン&アナリシス

千代 章一郎

島根大学 学術研究院

環境システム科学系建築デザイン学科 教授

道具論

道具論

道具論

道具論

道具論

道具論

道具論

都市論

水田 丞

広島大学大学院理工学系科学研究科 准教授

森本 真

武庫川女子大学 准教授

遠藤 吉生

(元)広島工業大学環境学部 准教授

西谷 功

花園大学 准教授

伊藤 拓真

九州大学大学院人文科学研究院 准教授

藤村 拓也

町田市立国際版画美術館 学芸員

有田 巧

(元)崇城大学 教授

石田 和人

石田和人デザインスタジオ

都市論

都市論

都市論

美術史特講(東洋・工芸)B/東洋美術史特講(彫刻・工芸)

美術史特講(西洋)A/西洋美術史特講

美術史特講(西洋)B/西洋美術史特講

油絵研究 AI 油絵材料技法演習

道具論

立体造形演習

2024年4月1日現在



## 2024 年度 芸術学研究科論文指導・学位審査等日程

( D は博士後期課程  
M は博士前期課程  
数字は学年を表す )

### 日時と内容

- |   |                        |
|---|------------------------|
| ○ 5月15日(水) 10:00 から 芸3F 演習室(城市・石松・石谷担当)<br>「造形総合演習Ⅱ」「特別造形総合演習Ⅰ」「同Ⅱ」合同演習 | D2, D1, M2             |
| ○ 5月22日(水) 14:40 から 芸3F 演習室<br>「領域横断特別研究」第1回合同研究授業(研究計画発表)              | D1                     |
| ☆ 6月12日(水) 9:30 から 芸3F 演習室<br>予備審査申請に向けたプレゼンテーション                       | D3                     |
| ◎ 7月17日(水) 16:00 まで 提出先・芸術学部分室<br>「造形総合演習Ⅱ」課題の論文提出                      | M2                     |
| ○10月 2日(水) 10:00 から 芸3F 演習室(城市・石松・石谷担当)<br>「造形総合演習Ⅰ」「特別造形総合演習Ⅰ」「同Ⅱ」合同演習 | D2, D1, M1             |
| ◎10月 4日(金) 16:00 まで 提出先・事務局教務グループ<br>博士後期予備審査願提出                        | D3                     |
| ○10月 9日(水) 14:40 から 芸3F 演習室<br>「領域横断特別研究」第2回合同研究授業(中間発表)                | D1                     |
| ◎12月 4日(水) 16:00 まで 提出先・芸術学部分室<br>「造形総合演習Ⅰ」「特別造形総合演習Ⅰ」「同Ⅱ」課題の論文提出       | D2, D1, M1             |
| ☆12月11日(水) 9:00 から 芸3F 演習室<br>「特別造形総合演習Ⅰ」「同Ⅱ」プレゼンテーション                  | D2, D1<br>(M2 も参加してよい) |
| ◎ 1月 6日(月) 16:00 まで 提出先・事務局教務グループ<br>本審査願提出                             | D3                     |
| ○ 1月 8日(水) 14:40 から 芸3F 演習室<br>「領域横断特別研究」第3回合同研究授業(最終発表)                | D1                     |
| ◎ 1月 9日(木) 16:00 まで 提出先・芸術学部分室<br>博士前期修了作品等審査願又は修士学位論文審査願提出             | M2                     |
| ◎ 1月24日(金) 16:00 まで 提出先・提出方法は別途指示<br>「領域横断特別研究」課題の報告書提出                 | D1                     |

2024年度 芸術学研究科論文指導等のスケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
博士前期 1年次							造形総合演習 I ○ 10/2 合同演習 ◎ 12/4 課題論文提出						
博士前期 2年次		造形総合演習 II ○ 5/15 合同演習 ◎ 7/17 課題論文提出								◎ 1/9 修了作品等審査願又は 修士学位論文審査願提出			審査申請書類は 30頁～参照
博士後期 1年次		特別造形総合演習 I ○ 5/15 合同演習							◎ 12/11 ☆ 12/4 課題「(1年次)論文」提出				
		領域横断特別研究 ○ 5/22 第1回合同研究授業								◎ 1/8 ◎ 1/24 第3回合同研究授業 課題論文提出			
博士後期 2年次		特別造形総合演習 II ○ 5/15 合同演習							◎ 12/11 ☆ 12/4 課題「(2年次)論文」提出				
博士後期 3年次		☆ 6/12 予備審査に向けた プレゼンテーション					◎ 10/4 予備審査 申請	☆ 予備審査の 審査・面接	○ 判定	◎ 1/6 本審査 申請	☆ 本審査の 審査・面接	◇ 3/24 博士号授与	審査申請書類は 52頁～参照
													研究作品展示 ↔

# 広島市立大学大学院学則

平成22年4月1日  
学則第2号

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 目的（第1条・第2条）
- 第2節 自己評価（第3条）
- 第3節 組織（第4条・第5条）
- 第4節 職員組織（第6条・第7条）
- 第5節 研究科委員会（第8条）
- 第6節 学年、学期及び休業日（第9条）

### 第2章 研究科通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
- 第2節 入学等（第12条—第18条）
- 第3節 授業科目及び履修方法等（第19条—第26条）
- 第4節 休学、転学、留学及び退学等（第27条—第33条）
- 第5節 修了及び学位（第34条—第37条）
- 第6節 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料（第38条）
- 第7節 賞罰（第39条）

### 第3章 雑則

- 第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第40条）
- 第2節 その他（第41条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### 第1節 目的

（趣旨）

第1条 この学則は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「大学学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、広島市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（人材育成の目標）

第2条の2 本学大学院は、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、最先端かつ高度な専門性と深い学識を有し、課題発見・分析・解決能力を持ち、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

##### 第2節 自己評価

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、第2条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 組織

(課程)

第4条 本学大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻及び定員)

第5条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- (1) 国際学研究科
- (2) 情報科学研究科
- (3) 芸術学研究科
- (4) 平和学研究科

2 前項各号に掲げる研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際学研究科	国際学専攻	15人	30人	7人	21人
情報科学研究科	情報工学専攻	23人	46人		
	知能工学専攻	23人	46人		
	システム工学専攻	23人	46人		
	医用情報科学専攻	15人	30人		
	情報科学専攻			28人	84人
芸術学研究科	造形芸術専攻	30人	60人		
	総合造形芸術専攻			6人	18人
平和学研究科	平和学専攻	10人	20人	4人	12人
計		139人	278人	45人	135人

(教育研究上の目的)

第5条の2 本学大学院の各研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学研究科 深い学識と広い視野に基づいて、専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる国際人を育成すること。
- (2) 情報科学研究科 情報工学及び情報科学分野において、学理の探究と科学技術の発展に貢献するとともに、高度な専門学識、専門技術及び創造力を身につけた人材を育成すること。
- (3) 芸術学研究科 文化芸術の創造及び発展をけん引できる、卓越した創作研究能力及び芸術理論に関する高度の専門性を有した人材を育成すること。
- (4) 平和学研究科 国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材を育成すること。

#### 第4節 職員組織

(職員)

第6条 本学大学院に、教授、准教授、講師、助教その他必要な職員を置く。

(研究科長及び副研究科長)

第7条 研究科に研究科長及び副研究科長(理事長が必要と認めるときは2名)を置き、当該研究科の基礎となる学部の学部長及び副学部長(副研究科長2名の場合は2名とする。)をもって充てる。ただし、情報科学研究科にあつては、同研究科の教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、平和学研究科にあつては、研究科長及び副研究科長に広島平和研究所の所長及び副所長をもって充てる。

#### 第5節 研究科委員会

第8条 研究科にそれぞれ研究科委員会を置き、当該研究科の教授をもって組織する。

2 研究科委員会が必要と認めるときは、当該研究科委員会の委員にその他の職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項のうち教育研究に関するものを審議する。なお、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものについては、別に定める。

(1) 人事に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 規程の制定改廃に関する事項

(4) 講座並びに授業科目の種類及び編成に関する事項

(5) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び修了に関する事項

(6) 学生の厚生補導に関する事項

(7) 法令又は規程により、研究科委員会の権限に属する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育研究に関する事項

4 前3項に定めるもののほか、研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 学年、学期及び休業日

第9条 学年、学期及び休業日については、大学学則第1章第6節の規定を準用する。

#### 第2章 研究科通則

##### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第11条 博士前期課程の学生は、4年(第16条又は第17条の規定により入学した者にあつては、第18条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間)を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年(第16条又は第17条の規定により入学した者にあつては、第18条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間)を超えて在学することができない。

## 第2節 入学等

### (入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

### (入学資格)

第13条 本学大学院の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号による。）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 学校教育法第83条の大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学大学院が定める単位を優れた成績をもって修得したと認める者

2 本学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位

又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号による。）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
（入学の出願等）

第14条 本学大学院の入学の出願、入学者の選考並びに入学手続及び入学許可については、大学学則第23条から第25条までの規定を準用する。

（進学）

第15条 進学（本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。）の時期は、学年又は学期の始めとする。

- 2 進学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類を学長に提出しなければならない。
- 3 前項の進学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- 4 前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、進学手続に関する書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の進学手続を完了した者に進学を許可する。

（転入学）

第16条 学長は、他の大学の大学院の学生で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第17条 学長は、本学大学院を退学した者又は第32条第1号の規定により除籍となった者で、再入学を希望するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等）

第18条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前2条及び前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 授業科目及び履修方法等

（授業科目等）

第19条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

3 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第20条 博士課程において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適宜の方法により行うものとする。

(単位の算定基準等)

第21条 単位の算定基準並びに単位の授与及び成績の評価については、大学学則第33条及び第34条の規定を準用する。

(教育職員免許)

第22条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定めるところにより、教科及び教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目を履修しなければならない。

2 前項の科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3に掲げるとおりとする。

(他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の研究科又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第16条及び第17条の規定により入学した場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生にあつては、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

(長期履修学生)

第26条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第10条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者



は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者がいるときは、期間を定めて休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第11条に規定する在学年限並びに第33条及び第34条に規定する在学すべき年数に算入しない。
- 6 第1項の規定による許可を受け、又は第2項の規定による命令を受けた者は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学の大学院へ入学し、又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第29条 学長は、同一研究科の他の専攻に転専攻しようとする者がいるときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第30条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、研究科長の許可を受けて留学することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第11条に規定する在学年限並びに第34条及び第35条に規定する在学すべき年数に算入することができる。
- 3 第23条の規定は、留学の場合に準用する。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第11条に規定する在学年限を超えて在学しようとする者
- (3) 第27条第4項の休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第33条 学長は、前条第1号の規定により除籍した者から、除籍の日の翌日から起算して2年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料を納付して復籍の希望があったときは、除籍前に在学した研究科の研究科委員会の議を経て、復籍を許可することができる。

- 2 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。
- 3 前2項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

- 4 前条第1号の規定により除籍した者が、復籍後に同条の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

#### 第5節 修了及び学位

(博士前期課程の修了)

第34条 博士前期課程に2年(第16条若しくは第17条の規定により入学した者又は第29条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第18条第1項又は第29条第2項に規定する在学すべき年数)以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了)

第35条 博士後期課程に3年(第16条若しくは第17条の規定により入学した者又は第29条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第18条第1項又は第29条第2項に規定する在学すべき年数)以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した場合にあつては博士後期課程に1年以上、前条ただし書の規定による在学期間をもって修了した場合にあつては博士課程に3年(当該在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号から第6号までに掲げる者で優れた研究業績をあげたものの在学期間については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第35条の2 第24条の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項の規定は、第35条に規定する博士後期課程の在学期間については適用しない。

(学位)

第36条 学長は、博士前期課程の修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 学長は、博士後期課程の修了を認定した者に対して、博士の学位を授与する。

- 3 学長は、別に定める博士の学位の授与に係る学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程の修了を認定した者と同等以上の学力を有することを確認した者に対して、博士の学位を授与する。

- 4 前3項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項については、別に定める。

(修了の時期)

第37条 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

第6節 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料

第38条 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の額並びにその徴収については、別に定める。

第7節 賞罰

第39条 表彰については、大学学則第51条の規定を準用する。

2 懲戒については、大学学則第52条の規定を準用する。この場合において、同条中「学部の教授会」とあるのは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第40条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、大学学則第3章第1節の規定を準用する。

第2節 その他

(委任)

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 略

(6) 芸術学研究科造形芸術専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	1・2		2		(修了要件) 全研究科共通科目 4単位 研究科開設科目 基礎理論科目 8単位 必修科目 3単位 選択必修科目 造形総合研究 16単位 造形特別研究 2単位 計33単位  合計33単位以上を修得し、 研究指導を受けた上で、修了 作品(研究報告書を含む)又 は修士論文を提出し、その審 査と試験に合格すること(選択 科目は、全研究科共通科目に 振り替える。)
	人間論B(自然科学)	1・2		2		
	国際関係と平和	1・2		2		
	ヒロシマと核の時代	1・2		2		
	日本論	1・2		2		
	科学技術と倫理	1・2		2		
	情報と社会	1・2		2		
	道具論	1・2		2		
	都市論	1・2		2		
基礎理論科目	美学特講A	1・2		2		
	美学特講B	1・2		2		
	美術史特講(日本)A	1・2		2		
	美術史特講(日本)B	1・2		2		
	美術史特講(東洋・工芸)A	1・2		2		
	美術史特講(東洋・工芸)B	1・2		2		
	美術史特講(西洋)A	1・2		2		
	美術史特講(西洋)B	1・2		2		
	美術史特講(現代)A	1・2		2		
	美術史特講(現代)B	1・2		2		
	必修科目	造形総合演習Ⅰ	1	1		
		造形総合演習Ⅱ	2	1		
		専門語学演習(英語)A	1	1		
	科 選 目 扱	造形応用特別研究	1・2		2	
		専門語学演習(英語)B	1		1	
	研究科開設科目	選 造 形 必 修 綜 合 研 究	日本画研究Ⅰ	1		8
			日本画研究Ⅱ	2		8
			日本画研究(含古典研究)Ⅰ	1		8
			日本画研究(含古典研究)Ⅱ	2		8
			油絵研究AⅠ	1		8
油絵研究AⅡ			2		8	
油絵研究BⅠ			1		8	
油絵研究BⅡ			2		8	
油絵研究CⅠ			1		8	
油絵研究CⅡ			2		8	
彫刻研究AⅠ			1		8	
彫刻研究AⅡ			2		8	
彫刻研究BⅠ			1		8	
彫刻研究BⅡ			2		8	
造形計画研究Ⅰ			1		8	
造形計画研究Ⅱ			2		8	
現代表現研究Ⅰ			1		8	
現代表現研究Ⅱ			2		8	
芸術学研究Ⅰ			1		8	
芸術学研究Ⅱ			2		8	
選 造 形 必 修 特 別 研 究			日本画材料技法演習	1・2		2
			油絵材料技法演習	1・2		2
			環境造形演習	1・2		2
	視覚造形演習	1・2		2		
	立体造形演習	1・2		2		
	映像メディア造形演習	1・2		2		
	金属造形演習	1・2		2		
	染織造形演習	1・2		2		
	漆造形演習	1・2		2		
現代美術特別演習	1・2		2			

別表第2(第19条関係)

(3) 芸術学研究科総合造形芸術専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研究科開設科目	創作総合研究Ⅰ	1	2			(修了要件) 14単位を修得し、研究指導を受けた上で、修了作品及び博士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格すること。
	創作総合研究Ⅱ	2	2			
	創作総合研究Ⅲ	3	2			
	領域横断特別研究	1・2	2			
	特別造形総合演習Ⅰ	1	2			
	特別造形総合演習Ⅱ	2	2			
	美学特講	1・2		2		
	日本美術史特講	1・2		2		
	東洋美術史特講(彫刻・工芸)	1・2		2		
	西洋美術史特講	1・2		2		
	現代美術史特講	1・2		2		
	デザイン特講	1・2		2		

別表第3(第22条関係)

(9) 芸術学研究科造形芸術専攻

免許状の種類 中学校教諭 専修免許状 美術  
 高等学校教諭 専修免許状 美術

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
美術の教科及び教科の指導法に関する科目	美学特講A		2	最低必要修得単位数は、24単位
	美学特講B		2	
	美術史特講(日本)A		2	
	美術史特講(日本)B		2	
	美術史特講(東洋・工芸)A		2	
	美術史特講(東洋・工芸)B		2	
	美術史特講(西洋)A		2	
	美術史特講(西洋)B		2	
	美術史特講(現代)A		2	
	美術史特講(現代)B		2	
	造形総合演習 I		1	
	造形総合演習 II		1	
	日本画研究 I		8	
	日本画研究 II		8	
	日本画研究(含古典研究) I		8	
	日本画研究(含古典研究) II		8	
	日本画材料技法演習		2	
	油絵研究 A I		8	
	油絵研究 A II		8	
	油絵研究 B I		8	
	油絵研究 B II		8	
	油絵研究 C I		8	
	油絵研究 C II		8	
	油絵材料技法演習		2	
	彫刻研究 A I		8	
	彫刻研究 A II		8	
	彫刻研究 B I		8	
	彫刻研究 B II		8	
	環境造形演習		2	
	造形計画研究 I		8	
	造形計画研究 II		8	
	視覚造形演習		2	
	立体造形演習		2	
	映像メディア造形演習		2	
	金属造形演習		2	
	染織造形演習		2	
漆造形演習		2		
現代表現研究 I		8		
現代表現研究 II		8		
現代美術特別演習		2		
芸術学研究 I		8		
芸術学研究 II		8		

(10) 芸術学研究科造形芸術専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 工芸

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
工芸の教科及び教科の指導法に関する科目	美術史特講(日本)A		2	最低必要修得単位数は、24単位
	美術史特講(日本)B		2	
	美術史特講(東洋・工芸)A		2	
	美術史特講(東洋・工芸)B		2	
	美術史特講(現代)A		2	
	美術史特講(現代)B		2	
	造形計画研究 I		8	
	造形計画研究 II		8	
	造形総合演習 I		1	
	造形総合演習 II		1	
	視覚造形演習		2	
	立体造形演習		2	
	映像メディア造形演習		2	
	金属造形演習		2	
	染織造形演習		2	
	漆造形演習		2	
	現代表現研究 I		8	
	現代表現研究 II		8	
現代美術特別演習		2		

# 広島市立大学学位規程

平成22年4月1日

規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第48条第2項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第36条第4項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与)

第2条 学位の授与は、別に定める学位記の交付をもって行う。

(学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 博士の学位は、前項の規定によるほか、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力があることの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者についても授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

(博士の学位授与の申請及び受理)

第5条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文（芸術学研究科においては、学位論文及び研究作品。（以下「学位論文等」という。）の提出については、別に定める。

2 第3条第3項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に別に定める学位論文等及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者（以下「満期退学者」という。）が博士の学位の授与を申請する場合の学位論文審査手数料の扱いについては、別に定める。

3 前項の規定により学位論文等の提出があったときは、学長は、その学位の種類に応じて適当と認める研究科委員会に審査を付託するものとする。

4 受理した学位論文等及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、博士の学位論文等の審査及び試験を行うため、当該研究科の審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会の審議を経て、当該研究科以外の研究者を審査委員に加えることができる。

(試験の方法)

第7条 試験は、博士の学位論文等を中心として、これに関係のある科目について行うものとする。

2 第3条第3項の学力の確認は、別に定める方法による。

3 満期退学者が、退学後3年以内に第3条第3項の規定による博士の学位の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。

(審査期間)

第8条 博士の学位論文等の審査及び試験は、学位論文等を受理した時から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文等の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨、試験結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の



教員又は他の大学院の教員を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(研究科委員会の報告)

第11条 研究科委員会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文等とともに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士の学位授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位授与前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島市立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による学位論文の公表のほか、芸術学研究科においては、研究科委員会の定めるところにより研究作品の公表をするものとする。

(修士の学位の審査)

第16条 修士の学位の審査については、別に定める。

(学位名称の使用)

第17条 本学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、広島市立大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 本学において修士又は博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を授与されたことが判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表する。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 別表第1 情報科学部の項及び別表第2 情報科学研究科の項の規定については、平成19年度以降に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 略

別表第1 (第4条関係)

学 部 名	学 科 名	専攻分野の名称
国 際 学 部	国 際 学 科	国 際 学
情 報 科 学 部	情 報 工 学 科	情 報 科 学 又は 情 報 工 学
	知 能 工 学 科	
	シ ス テ ム 工 学 科	
	医 用 情 報 科 学 科	
芸 術 学 部	美 術 学 科	芸 術
	デ ザ イン 工 芸 学 科	

別表第2（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学、 学術 又は 平和学
情報科学研究科	情報工学専攻	情報科学 又は 情報工学
	知能工学専攻	
	システム工学専攻	
	医用情報科学専攻	
芸術学研究科	造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学

別表第3（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学、 学術 又は 平和学
情報科学研究科	情報科学専攻	情報科学 又は 情報工学
芸術学研究科	総合造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学

# 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程

〔平成22年4月1日〕  
規程第74号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において「広島市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者  
(入学検定料の免除)

**第3条** 広島市立大学（以下「本学」という。）の入学試験（編入学試験を含む。）を受けようとする広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学検定料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学検定料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

2 入学検定料の減免を受けようとする者は、理事長の指定する日までに所定の入学検定料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入学料の減免)

**第4条** 本学に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当し入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める場合

2 本学に学生として入学する広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

3 入学料の減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の入学料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

- 4 理事長は、前項の入学料減免申請書を受理したときは、減免を許可し、又は減免を不許可とするまでの間は入学料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 5 申請者が前項に規定する徴収猶予期間内に死亡したときは、未納の入学料の全額を免除するものとする。
- 6 理事長は、減免を許可し、又は減免を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者に係る入学料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。
- 8 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者が、前項の徴収期限の到来前に死亡したとき又は入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなるときは、その者に係る未納の入学料の全額を免除するものとする。

（授業料の減免）

**第5条** 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の全額、半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。

- 2 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いたときは、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 入学料又は授業料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる者については、未納の授業料の全額を免除することができる。
- 4 第1項の規定により、前期又は後期に係る授業料の減免を受けようとする者は、当該期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免申請書を理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の授業料減免申請書を受理したときは、免除を許可し、又は免除を不許可とするまでの間は授業料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 6 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額又は4分の1に相当する額の免除の許可をした者に係る授業料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

（授業料の徴収猶予）

**第6条** 前条第5項に定める場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生
  - (2) 行方不明の学生
  - (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他やむを得ない事情があると認められる学生
- 2 前項の規定により、授業料の徴収の猶予を受けようとする者（前項第2号に掲げる者にあつては、学生に代わる者）は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料徴収猶予申請書を理事長に提出しなければならない。

3 前条第5項から第7項の規定は、前項の授業料徴収猶予申請書を受理した場合について準用する。

(月割りによる納付)

**第7条** 特別の事情があると認められる学生については、授業料の月割りによる分納を許可することができる。

2 前項の場合において、納付すべき1月当たりの額は、授業料の年額の $\frac{1}{2}$ 分の1に相当する額とする。

3 前項の規定により授業料の月割分納の許可を受けている者に対し、その申請により退学を許可したときは、退学の日属する月の翌月以降に納付すべき未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他の入学検定料等の免除)

**第8条** 前各条に規定するもののほか、次の各号に掲げる入学検定料、入学料又は授業料については、これを免除することができる。

(1) 本学を退学した日の翌日から起算して2年を経過する日(当該日が前期又は後期の末日に当たる場合は、その翌日)までに、退学前に所属していた学科又は専攻に再入学する者に係る入学検定料及び入学料

(2) 本学と学術交流協定を締結した海外の大学の推薦を得て本学大学院への入学を志願する者に係る入学検定料

(3) 国費外国人留学生に採用が決定された者に係る入学検定料、入学料及び授業料(ただし、国が負担しない場合に限る。)

(4) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び国連UNHCR協会との難民を対象とする推薦入学制度に関する協定書に基づき国連難民高等弁務官事務所等の推薦を得て入学する者に係る入学検定料、入学料及び授業料

(5) 大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者(理事長が別に定める者に限る。)に係る入学料及び授業料(学位論文審査手数料の減免)

**第9条** 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者が、再入学しないで退学したときから1年以内に学位論文を提出し、博士の学位の授与を申請するときは、学位論文審査手数料を免除することができる。

(委任)

**第10条** この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 略

## 広島市立大学大学院芸術学研究科履修規程

平成22年4月1日

規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第19条第3項の規定に基づき、大学院芸術学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導並びに修了制作、学位論文及び研究報告書に対する指導を行うために、入学後速やかに、学生ごとに指導教員を定める。

2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の指導を得て研究科長に願い出て承認を得なければならない。

(研究計画)

第3条 学生は、指導教員の指導により入学後速やかに研究計画を研究科長に届出なければならない。

(授業科目の履修時期等)

第4条 各専攻における授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

(履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、指定の期日までに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 前項に規定する履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合で、当該授業科目担当教員の承認を得たときは、この限りでない。

(修了制作等の提出)

第6条 学生は、別に定める期日までに修了制作及び学位論文（博士前期課程においては、研究報告書）、又は修士論文を指導教員の承認を得て研究科長に提出し

なければならない。

(修了制作等の審査)

第7条 修了制作及び学位論文(博士前期課程においては、研究報告書)、又は修士論文の審査については、別に定める。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績は、試験、実技、実習及びレポートの成績を総合して評価する。

2 成績の表示は、別表のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 略

別表(第8条関係)

評 価	評 点
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70～79点
可	60～69点
不 可	59点以下



# 広島市立大学長期履修学生規程

平成23年3月30日  
規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号)第26条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会人に特定した入試制度により入学した者
- (2) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、入学年次の4月末(秋季入学者においては10月末)までに、次の書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書(様式第1号)
- (2) その他必要と認められる書類

2 在学生在中途から長期履修学生となることを希望する場合は、前期から長期履修学生となることを希望する場合は前年度の2月末までに、後期から長期履修学生となることを希望する場合は当該年度の8月末までに、前項各号に規定する書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、最終年次(博士前期課程2年目、博士後期課程3年目)に在学する者は申請できないものとする。

(許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期履修期間」という。)は、研究科の課程に応じ次のとおり定める。なお、休学の期間は、長期履修期間に算入しない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程  
入学時から3年又は4年
- (2) 博士後期課程  
入学時から4年、5年又は6年

(延長及び短縮)

第6条 長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、前期から延長又は短縮を希望する場合は前年度の2月末までに、後期から延長又は短縮を希望する場合は当該年度の8月末までに長期履修期間変更申請書(様式第2号)及びその他必要と認められる書類を添えて学長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。
- 3 第1項に定める延長及び短縮は、1回限りとする。
- 4 長期履修期間の最終年次に在学する者は、許可された長期履修期間の延長又は短縮を申請できないものとする。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は、長期履修学生の履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 略

## 広島市立大学大学院におけるGPA制度に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市立大学大学院国際学研究科履修規程第10条、広島市立大学大学院情報科学研究科履修規程第16条、広島市立大学大学院芸術学研究科履修規程第9条、又は広島市立大学大学院平和学研究科履修規程第11条の規定に基づき、広島市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 GPAとは、成績評価を受けた科目毎の5段階評価を4から0までのグレードポイント（以下「GP」という。）に置き換えたものに単位数を乗じ、その総和を成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して得られる1単位当たりの平均値をいう。

2 GPA対象科目は、次に掲げる授業科目とする。

- (1) 本学大学院の授業科目であって、その修得した単位を修了の要件となる単位として認めることができることとされているもの
  - (2) 本学大学院在学中に、他の大学の大学院において履修した授業科目であって、その修得した単位を修了の要件となる単位として認めることができることとされているもの
- 3 前項の規定にかかわらず、5段階評価に係る成績評価によらず単位を認定した科目及び成績評価が未済となっている授業科目については、GPAの対象から除く。

(成績評価及びGP)

第3条 各研究科等で定める成績評価及びGPは、次のとおりとする。

評価	評点	GP
秀 (S)	90-100点	4
優 (A)	80- 89点	3
良 (B)	70- 79点	2
可 (C)	60- 69点	1
不可 (D)	0- 59点	0
認定		対象外
評価未済		対象外

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に成績評価を受けた第2条第2項に規定するGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第3位を四捨五入して表記するものとする。

(1) 学期GPA

学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該学期に成績評価を受けた授業科目のGP × 当該授業科目の単位数) の合計 / 当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

## (2) 通算GPA

通算GPAは、入学時から当該学期までの授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目を行い、その合計を入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{（入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

通算GPAの算出に当たって用いる一の授業科目に係るGPは、当該授業科目に係る最も新しい一の評価に係るものとする。

(履修の取消し)

第5条 学生は、一度履修登録した科目であっても、当初想定していた履修計画、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しは、予め各学期の履修登録時に学生へ提示する期間に限り行うことができる。ただし、当該期間後に開講される集中講義科目については、この限りではない。

3 原則として、必修科目及び担当教員が授業の形態から取り消しできないとシラバス等で明記した科目は、履修取消の対象外とする。

4 前2項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消期間以降においても医師の診断書等を付して履修を取り消すことができる。

5 取り消した科目は成績原簿に「取消(W)」と記載し、成績証明書には記載しない。

(GPAの記載)

第6条 成績証明書に通算GPAを、成績原簿に通算GPA及び学期GPAを其々記載する。

(経過措置)

第7条 平成22年3月31日において現に在籍する者(以下「在籍者」という。)及び在籍者の属する年次に転入学又は再入学する者について、成績原簿及び成績証明書には、学期GPA及び通算GPAの記載は行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 略



〒731-3194 広島県広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号 <https://www.hiroshima-cu.ac.jp/>